

新廃棄物処理施設整備事業に係る
生活環境影響調査書
(概要版)

令和7年7月

掛川市・菊川市衛生施設組合

目 次

第1章 施設の設置に関する計画等	1
1-1 施設の設置者の氏名及び住所	1
1-2 施設の設置場所	1
1-3 設置する施設の種類	1
1-4 施設において処理する廃棄物の種類	1
1-5 施設の処理能力	1
1-6 施設の処理方式	1
1-7 施設の構造及び設備	1
1-8 公害防止対策	10
第2章 生活環境影響調査項目の選定	13
2-1 選定した項目及びその理由	13
2-2 選定しなかった項目及びその理由	14
第3章 生活環境影響調査の結果	15
3-1 大気質	15
3-2 騒 音	35
3-3 振 動	43
3-4 悪 臭	49
第4章 総合的な評価	55

第1章 施設の設置に関する計画等

1-1 施設の設置者の氏名及び住所

設置者の氏名：掛川市・菊川市衛生施設組合 管理者 掛川市長 久保田 崇

設置者の住所：静岡県掛川市満水 2319 番地

1-2 施設の設置場所

施設名称：エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設（以下「新廃棄物処理施設」という。）

設置場所：静岡県掛川市満水 2319 番地（以下「事業計画地」という。）（事業計画地の位置は、図 1-2-1 参照）

1-3 設置する施設の種類の種類

ごみ処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設）

1-4 施設において処理する廃棄物の種類

施設において処理する廃棄物の種類は、表 1-4-1 に示すとおりである。

表 1-4-1 施設において処理する廃棄物の種類

区分	廃棄物の種類
エネルギー回収型廃棄物処理施設	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、可燃性選別残渣
マテリアルリサイクル推進施設	不燃ごみ、不燃性粗大ごみ

1-5 施設の処理能力

施設の処理能力は、表 1-5-1 に示すとおりである。

表 1-5-1 施設の処理能力

区分	処理能力
エネルギー回収型廃棄物処理施設	120 t/日 (60 t/炉×2 炉)
マテリアルリサイクル推進施設	10 t/5 時間

1-6 施設の処理方式

施設の処理方式は、表 1-6-1 に示すとおりである。

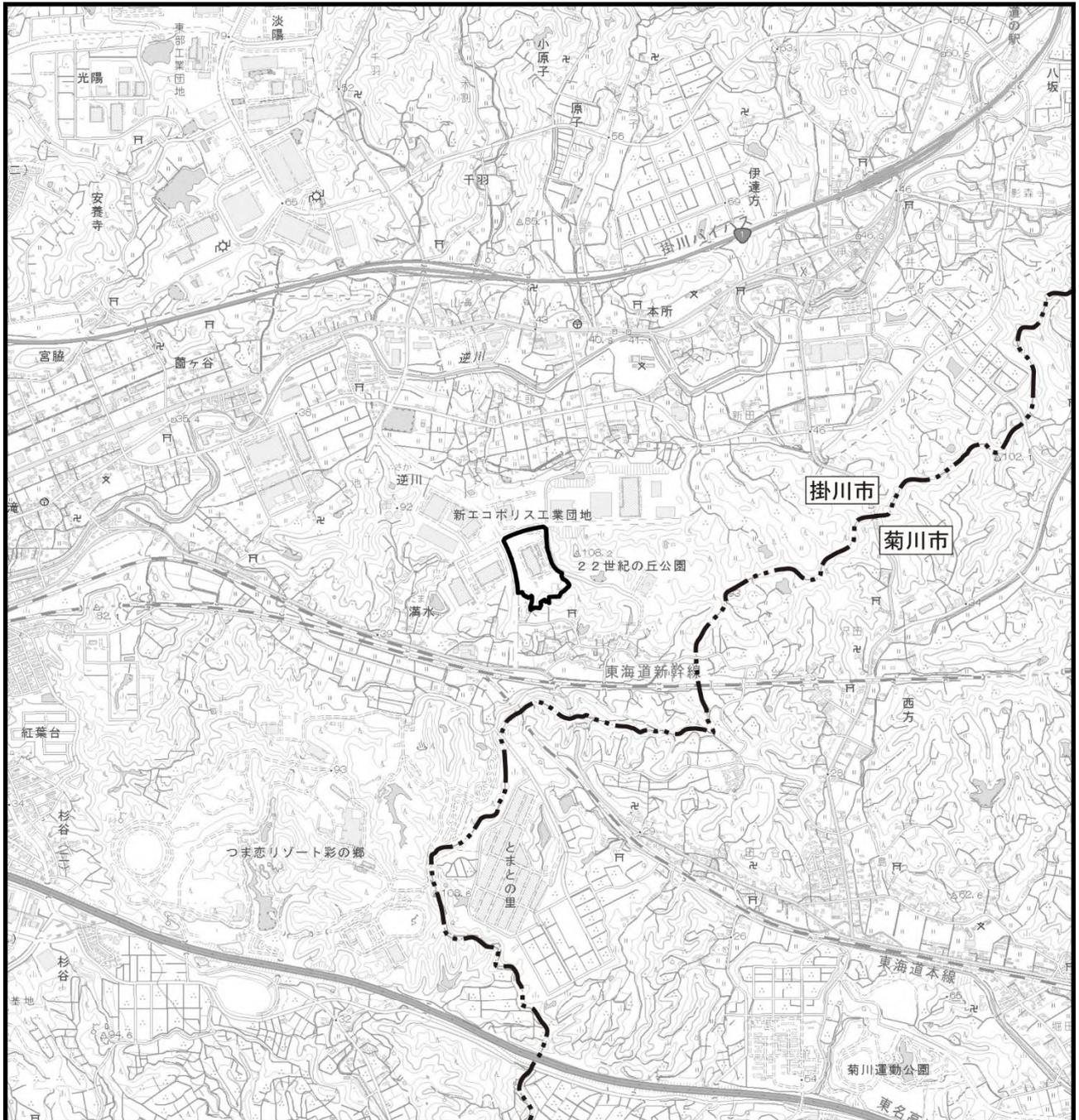
表 1-6-1 施設の処理方式

区分	処理方式
エネルギー回収型廃棄物処理施設	焼却施設（ストーカ式）
マテリアルリサイクル推進施設	高速回転式破砕機及び切断機

1-7 施設の構造及び設備

ごみ処理の基本フローは図 1-7-1 に、事業計画地内の配置図は図 1-7-2 に、新廃棄物処理施設の平面図例は図 1-7-3 に示すとおりである。

なお、施設の各工程から発生するプラント排水は、クローズドシステムにより、適正処理を行った後、場内で再利用する計画である。



凡 例

事業計画地
 市界



1:25,000

0 0.25 0.5 1 km



図 1-2-1(1) 事業計画地の位置図 (広域)



凡 例

事業計画地
 市界

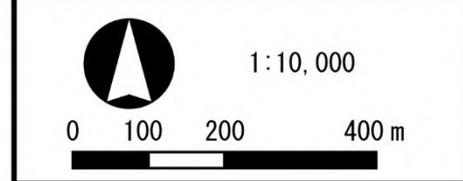


図 1-2-1 (2) 事業計画地の位置図 (詳細)

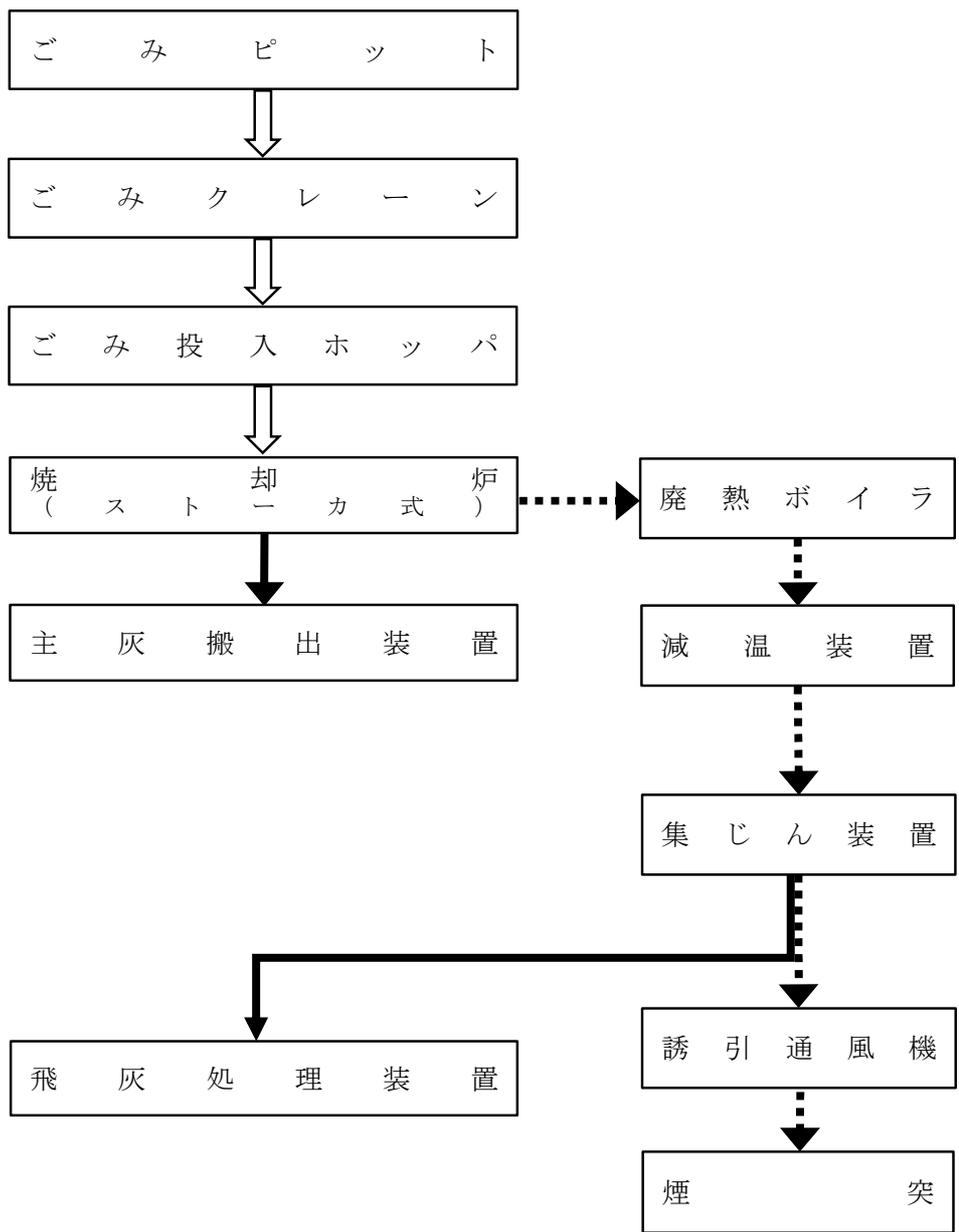


図 1-7-1(1) ごみ処理フロー図 (エネルギー回収型廃棄物処理施設)

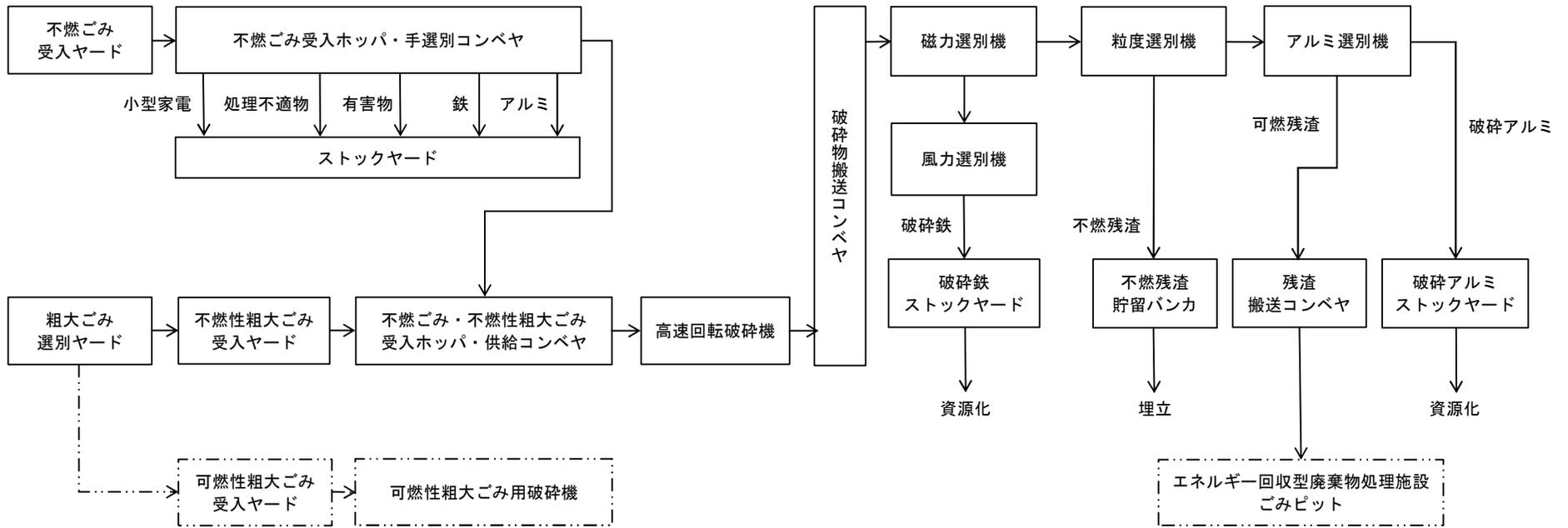
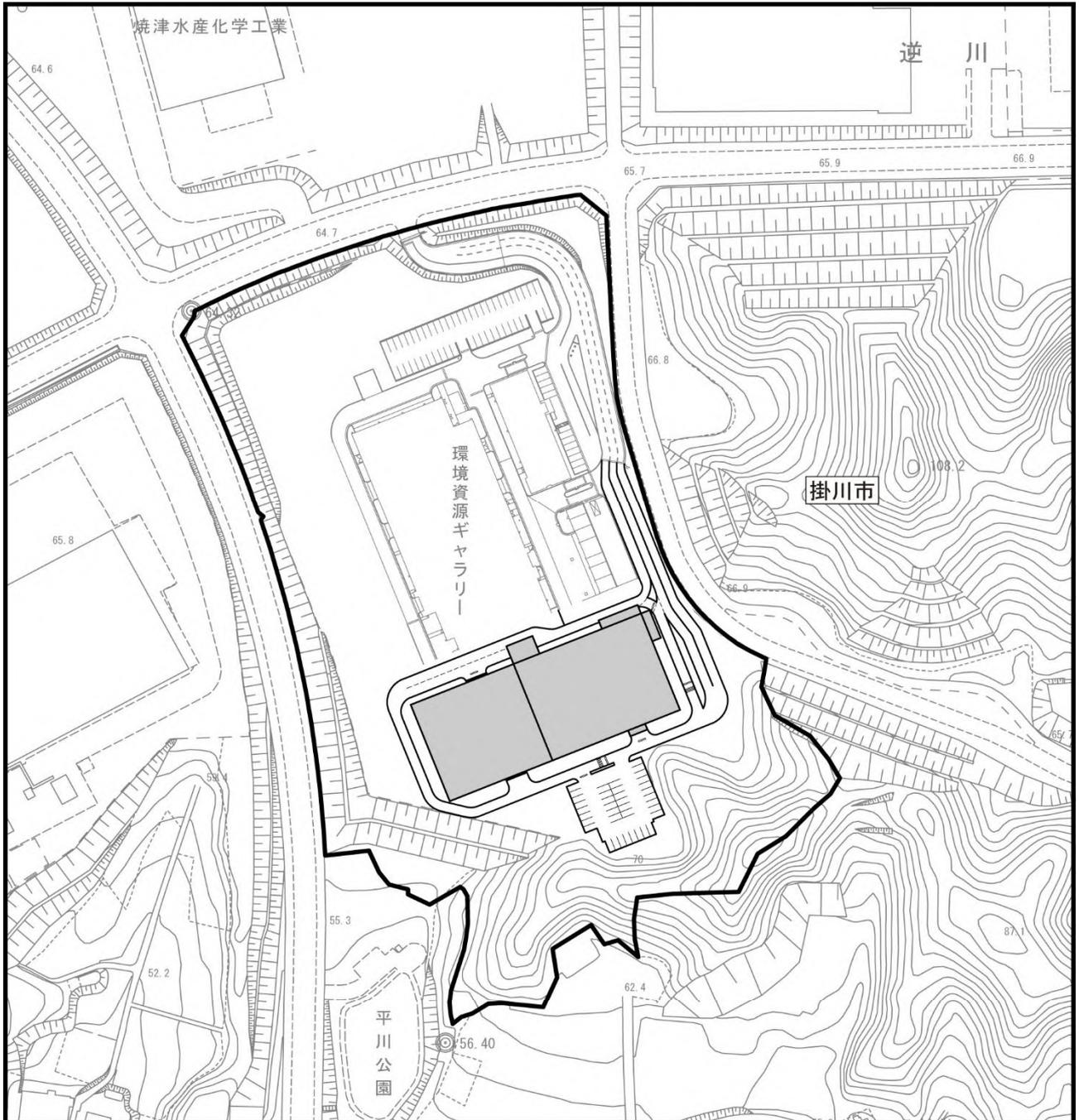


図 1-7-1 (2) ごみ処理フロー図 (マテリアルリサイクル推進施設)



凡 例

- 事業計画地
- 新廃棄物処理施設

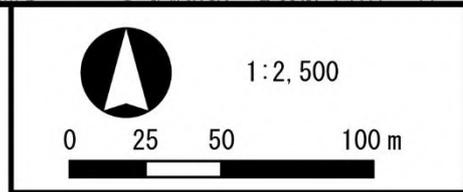


図 1-7-2 配置図

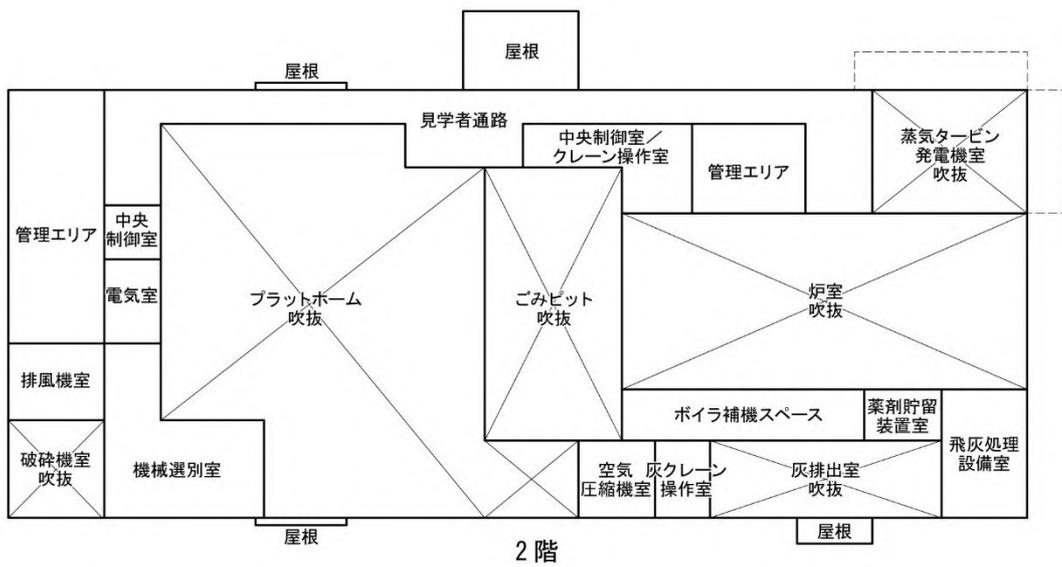
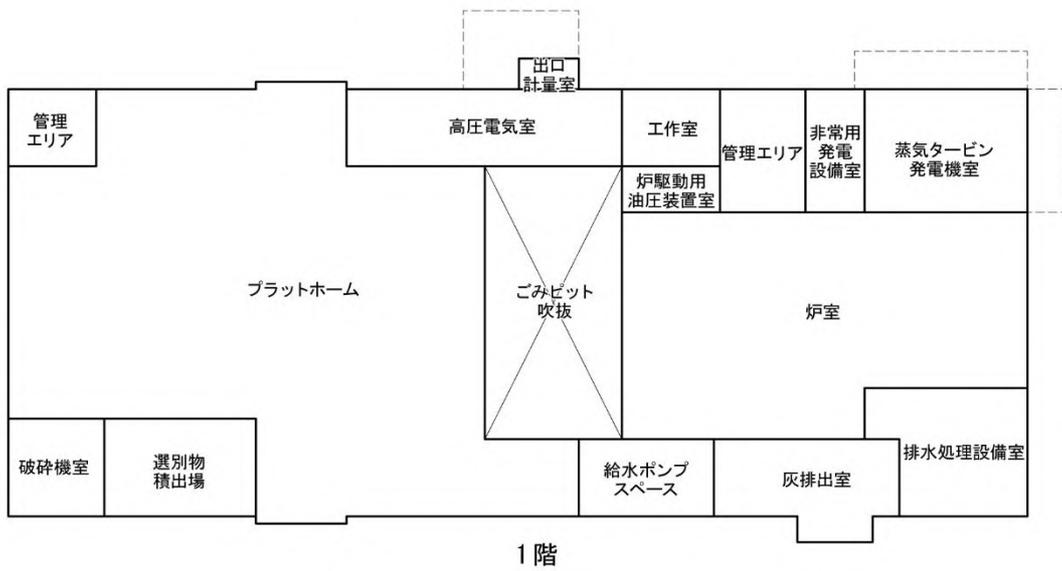
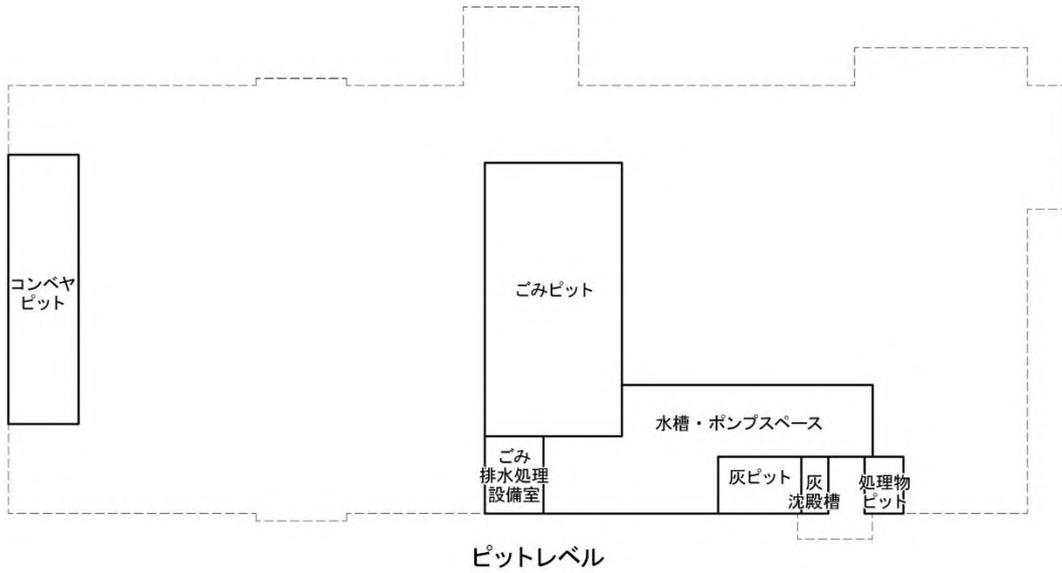
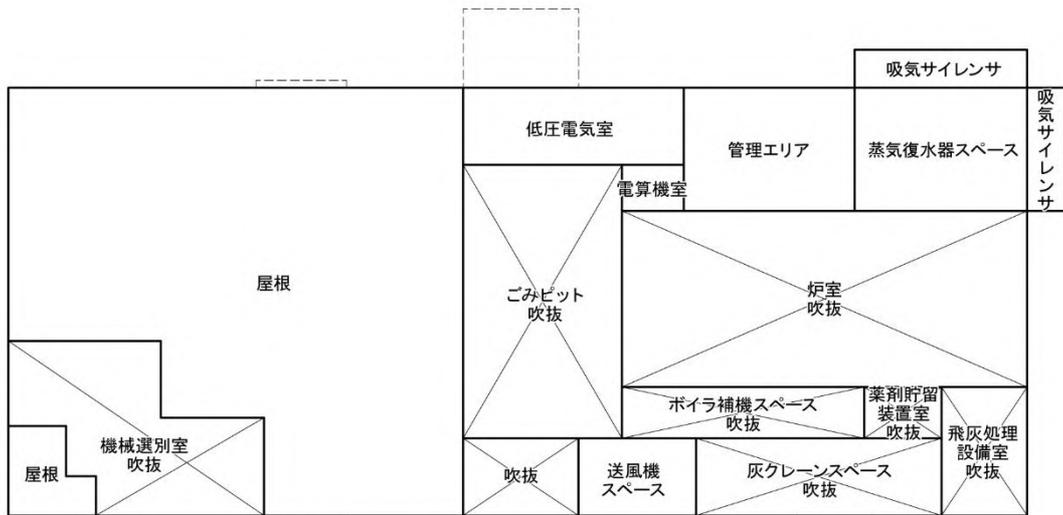
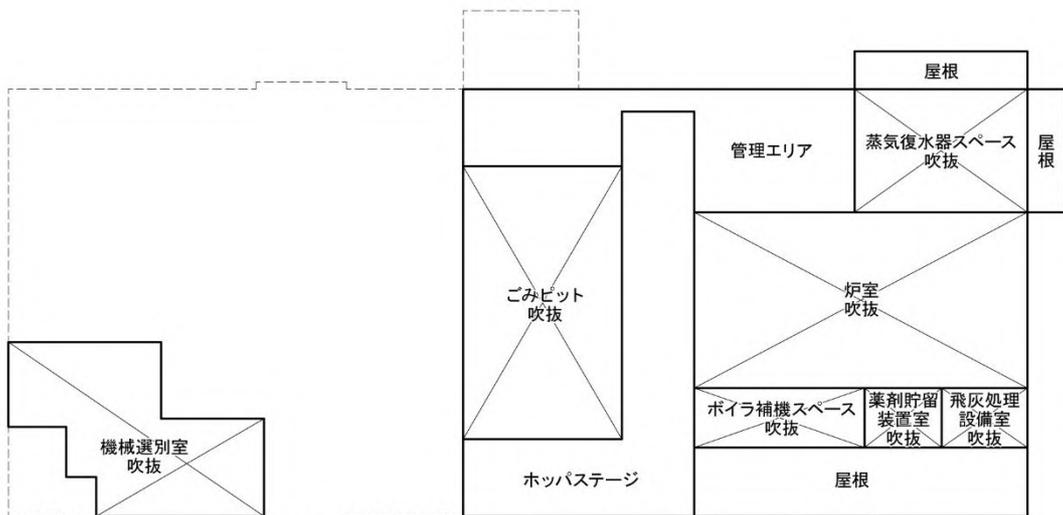


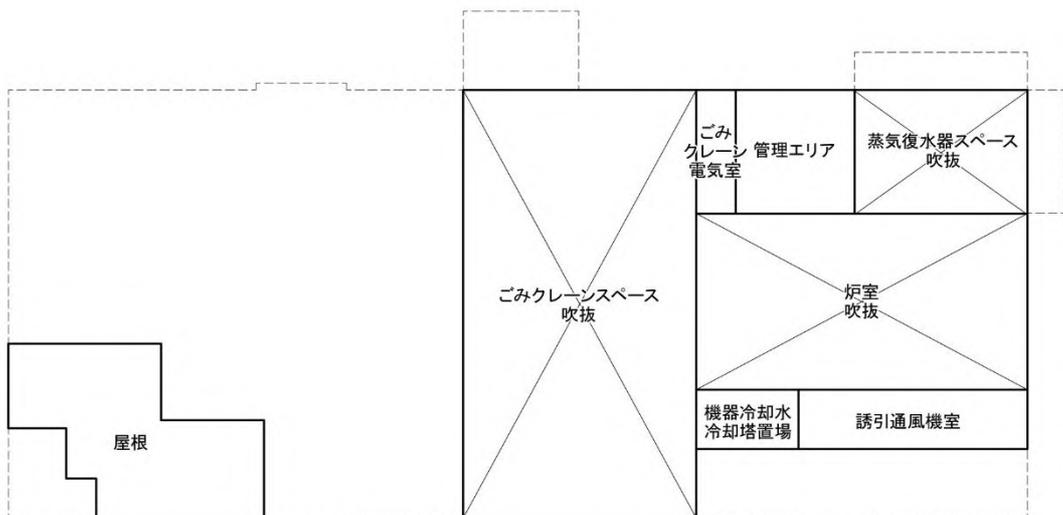
図 1-7-3(1) 平面図例



3階



4階



5階

図 1-7-3(2) 平面図例

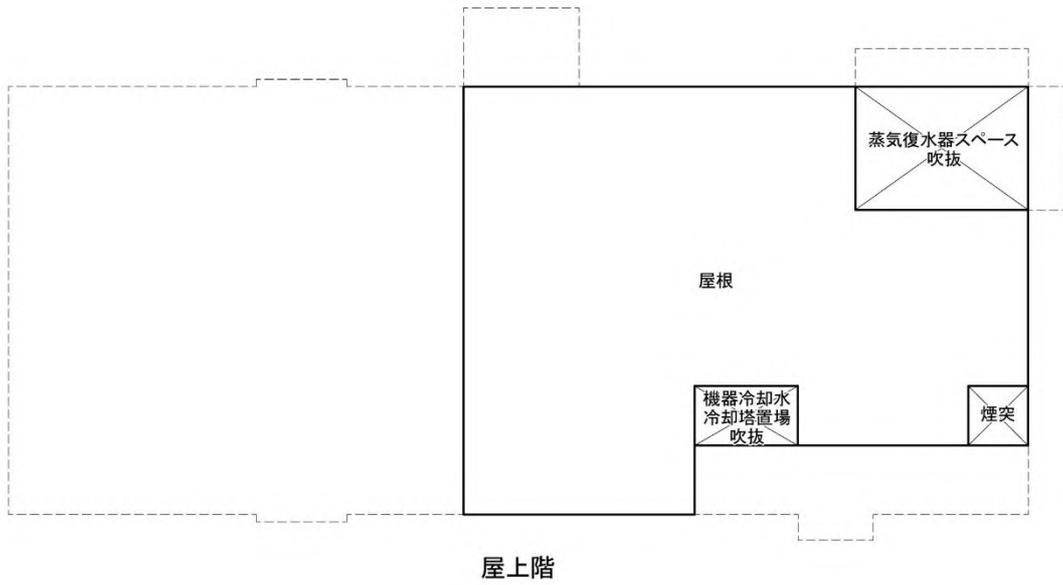


図 1-7-3(3) 平面図例

1-8 公害防止対策

(1) 排ガス

排ガスに係る公害防止基準は、表 1-8-1 に示すとおりである。なお、基準値は、本組合と地元とが締結した環境保全協定の数値とした。

表 1-8-1 公害防止基準（排ガス）

項目	基準値
ばいじん (g/m ³ N)	0.01
硫黄酸化物 (ppm)	20
窒素酸化物 (ppm)	50
塩化水素 (ppm)	50
ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)	0.05
水銀 (μg/m ³ N)	30

注) 基準値は、酸素濃度 12%換算値である。

(2) 騒音

施設の稼働に係る公害防止基準は、表 1-8-2 に示すとおりである。なお、基準値は、「騒音規制法」（昭和 43 年 6 月法律第 98 号）及び「静岡県生活環境の保全等に関する条例」（平成 10 年 12 月静岡県条例第 44 号）に基づく規制基準のうち、事業計画地は、都市計画区域内の用途地域の定めのない地域であることから、第 2 種区域の規制基準とした。

表 1-8-2 公害防止基準（騒音）

時間区分	基準値
朝 (6 時～8 時)	50dB
昼間 (8 時～18 時)	55dB
夕 (18 時～22 時)	50dB
夜間 (22 時～翌日 6 時)	45dB

注) 基準値は、事業計画地敷地境界上の数値である。

(3) 振動

施設の稼働に係る公害防止基準は、表 1-8-3 に示すとおりである。なお、基準値は、「振動規制法」（昭和 51 年 6 月法律第 64 号）及び「静岡県生活環境の保全等に関する条例」（平成 10 年 12 月静岡県条例第 44 号）に基づく規制基準のうち、事業計画地は、都市計画区域内の用途地域の定めのない地域であることから、第 1 種区域の 2 の規制基準とした。

表 1-8-3 公害防止基準（振動）

時間区分	基準値
昼間 (8 時～20 時)	65dB
夜間 (20 時～翌日 8 時)	55dB

注) 基準値は、事業計画地敷地境界上の数値である。

(4) 悪臭

悪臭に係る公害防止基準は、表 1-8-4 に示すとおりである。なお、基準値は、「悪臭防止法」(昭和 46 年 6 月法律第 91 号)に基づく規制基準とした。

表 1-8-4 公害防止基準 (悪臭)

項 目	基準値
臭気指数	15 以下

第2章 生活環境影響調査項目の選定

2-1 選定した項目及びその理由

本事業は、エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設を整備するものである。このことから、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に示された焼却施設における標準的な生活環境影響要因と生活環境影響調査項目との関連から、事業特性及び地域特性を踏まえ、調査事項を選定した。

生活環境影響要因と生活環境影響調査項目は表2-1-1に、選定した項目及びその理由は表2-1-2に示すとおりである。

表 2-1-1 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目

調査事項	生活環境影響要因		煙突 排ガス の排出	施設排水 の排出	施設 稼働	施設から の悪臭の 漏洩	廃棄物 運搬車両 の走行
	生活環境影響調査項目						
大気環境	大気質	二酸化硫黄 (SO ₂)	○				
		二酸化窒素 (NO ₂)	○				○
		浮遊粒子状物質 (SPM)	○				○
		塩化水素 (HCl)	○				
		ダイオキシン類	○				
		その他必要な項目 (水銀)	○				
	騒音	騒音レベル			○		○
	振動	振動レベル			○		○
水環境	水質	特定悪臭物質濃度 または臭気指数 (臭気濃度)	○			○	
		生物化学的酸素要求量 (BOD) または化学的酸素要求量 (COD)		—			
		浮遊物質 (SS)		—			
		ダイオキシン類		—			
		その他必要な項目		—			

注1) ○：選定した項目

—：生活環境影響調査指針に生活環境影響調査項目として示されているが、選定しなかった項目

注2) その他必要な項目とは、処理される廃棄物の種類、性状及び立地特性等を考慮して、影響が予測される項目である。

たとえば、大気質については、煙突排ガスによる重金属類などがあげられ、また、水質については全窒素 (T-N)、全リン (T-P) (T-N、T-P を含む排水を、それらの排水基準が適用される水域に放流する場合) などがあげられる。

表 2-1-2 選定した項目及びその理由

調査事項	生活環境影響要因	生活環境影響調査項目	選定した理由
大気質	煙突排ガスの排出	二酸化硫黄 (SO ₂) 二酸化窒素 (NO ₂) 浮遊粒子状物質 (SPM) 塩化水素 (HCl) ダイオキシン類 その他必要な項目 (水銀)	施設の稼働に伴い、煙突排ガスを排出することから、生活環境影響調査項目として選定した。
	廃棄物運搬車両の走行	二酸化窒素 (NO ₂) 浮遊粒子状物質 (SPM)	廃棄物運搬車両の走行に伴い、自動車排ガスを排出することから、生活環境影響調査項目として選定した。
騒音	施設の稼働	騒音レベル	施設の稼働に伴い、騒音が発生することから、生活環境影響調査項目として選定した。
	廃棄物運搬車両の走行	騒音レベル	廃棄物運搬車両の走行に伴い、騒音が発生することから、生活環境影響調査項目として選定した。
振動	施設の稼働	振動レベル	施設の稼働に伴い、振動が発生することから、生活環境影響調査項目として選定した。
	廃棄物運搬車両の走行	振動レベル	廃棄物運搬車両の走行に伴い、振動が発生することから、生活環境影響調査項目として選定した。
悪臭	煙突排ガスの排出	特定悪臭物質濃度 または臭気指数 (臭気濃度)	施設の稼働に伴い、煙突排ガスを排出することから、生活環境影響調査項目として選定した。
	施設からの悪臭の漏洩	特定悪臭物質濃度 または臭気指数 (臭気濃度)	施設の稼働に伴い、悪臭が漏洩する可能性があることから、生活環境影響調査項目として選定した。

2-2 選定しなかった項目及びその理由

選定しなかった項目及びその理由は、表 2-2-1 に示すとおりである。

表 2-2-1 選定しなかった項目及びその理由

調査事項	生活環境影響要因	生活環境影響調査項目	選定しなかった理由
水質	施設排水の排出	生物化学的酸素要求量 (BOD) または化学的酸素要求量 (COD) 浮遊物質 (SS) ダイオキシン類 その他必要な項目	本事業におけるプラント排水は、外部に発生しない計画であることから、生活環境影響調査項目として選定しなかった。

第3章 生活環境影響調査の結果

3-1 大気質

(1) 現況把握

1) 大気質

① 既存資料調査

事業計画地周辺では、大気汚染常時監視測定局において、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類及び水銀の測定が行われている。

事業計画地最寄りの大気汚染常時監視測定局は、一般環境大気測定局である掛川市役所測定局及び自動車排出ガス測定局である自排掛川測定局であり、ここでは、二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の測定が行われている。

過去5年間における二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の測定結果は、全て環境基準を満足している。また、年平均値の推移は、二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について、各測定局ともに、概ね横ばい傾向を示している。月平均値の月別変化は、二酸化硫黄及び二酸化窒素については、夏季に低く、冬季に高い傾向である一方、浮遊粒子状物質については、夏季に高く、冬季に低い傾向を示している。

ダイオキシン類の測定は、事業計画地最寄りの測定地点として磐田市役所で、水銀の測定は、島田市役所で行われている。

過去5年間におけるダイオキシン類の測定結果は全て環境基準を、水銀は全て環境指針を満足している。また、年平均値の推移は、ダイオキシン類及び水銀ともに、概ね横ばい傾向を示している。

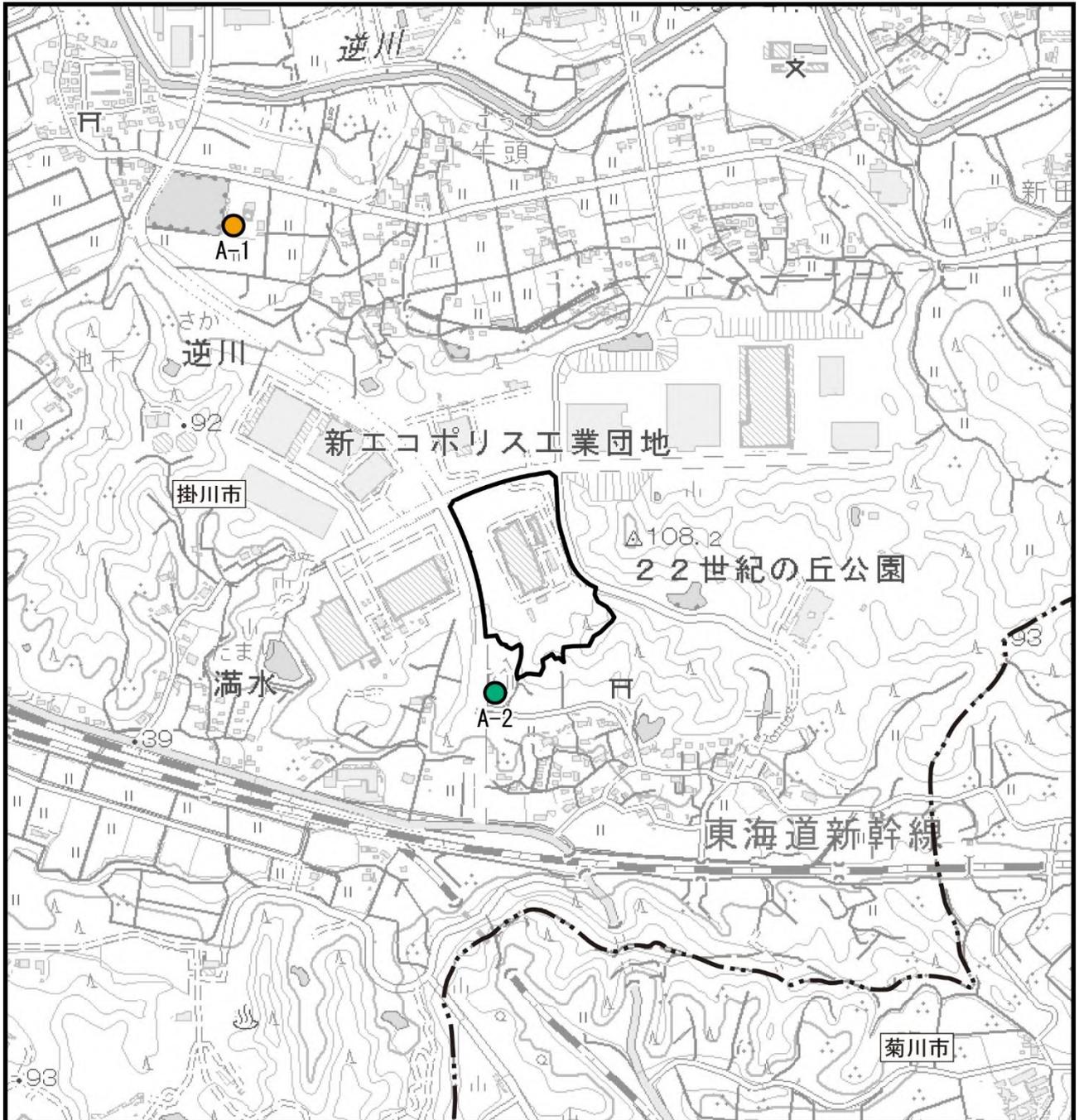
② 現地調査

ア 調査地点

調査地点は、表3-1-1及び図3-1-1に示すとおりである。

表3-1-1 調査地点（現地調査）

地点名	調査項目
A-1	【一般環境大気質】 二酸化硫黄、一酸化窒素、二酸化窒素、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類、水銀
A-2	【道路沿道大気質】 一酸化窒素、二酸化窒素、窒素酸化物、浮遊粒子状物質



凡 例

- 事業計画地
- 市界
- 一般環境大気質 (A-1)
- 道路沿道大気質 (A-2)

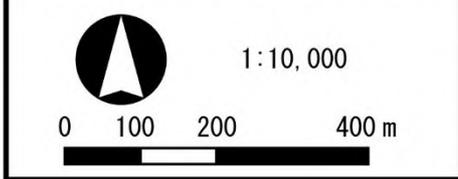


図 3-1-1 現地調査地点図 (大気質)

イ 調査時期

調査時期は、表 3-1-2 に示すとおりである。

表 3-1-2 調査時期（現地調査）

調査対象	調査期間
一般環境大気質	春季：令和 6 年 5 月 23 日（木）～29 日（水）
	夏季：令和 6 年 8 月 3 日（土）～9 日（金）
	秋季：令和 6 年 10 月 17 日（木）～23 日（水）
	冬季：令和 6 年 12 月 6 日（金）～12 日（木）
道路沿道大気質	令和 6 年 10 月 17 日（木）～23 日（水）

ウ 現況把握の結果

一般環境大気質及び道路沿道大気質の現地調査結果は、表 3-1-3 に示すとおりである。
環境基準等がある調査項目は全て、環境基準等を満たす結果であった。

表 3-1-3(1) 大気質現地調査結果（4 季における全 1 時間値の平均値）

項目	一般環境大気質：A-1	道路沿道大気質：A-2
二酸化硫黄（ppm）	0.001	—
一酸化窒素（ppm）	0.003	0.003
二酸化窒素（ppm）	0.005	0.004
窒素酸化物（ppm）	0.008	0.008
浮遊粒子状物質（mg/m ³ ）	0.013	0.009
塩化水素（ppm）	0.001 未満	—
ダイオキシン類（pg-TEQ/m ³ ）	0.0043	—
水銀（μgHg/m ³ ）	0.0014	—

表 3-1-3(2) 大気質現地調査結果（一般環境大気質：A-1）

項目		調査結果				環境基準等
		春季	夏季	秋季	冬季	
二酸化硫黄 (ppm)	1時間値の 最高値	0.001	0.002	0.002	0.001	0.1以下
	1日平均値の 最高値	0.001	0.001未満	0.001	0.001未満	0.04以下
一酸化窒素 (ppm)	1時間値の 最高値	0.041	0.029	0.031	0.036	—
	1日平均値の 最高値	0.008	0.008	0.006	0.009	—
二酸化窒素 (ppm)	1時間値の 最高値	0.018	0.013	0.011	0.018	0.1～0.2以下 ^{注1)}
	1日平均値の 最高値	0.009	0.008	0.005	0.009	0.04～0.06以下
窒素酸化物 (ppm)	1時間値の 最高値	0.052	0.035	0.036	0.043	—
	1日平均値の 最高値	0.016	0.014	0.011	0.017	—
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	1時間値の 最高値	0.028	0.051	0.021	0.013	0.20以下
	1日平均値の 最高値	0.020	0.027	0.014	0.007	0.10以下
塩化水素 (ppm)	最高値	0.001未満	0.001	0.001未満	0.001未満	0.02以下 ^{注2)}
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	—	0.0029	0.0069	0.0034	0.0041	0.6以下 (年平均値)
水銀 (μgHg/m ³)	最高値	0.0017	0.0019	0.0013	0.0015	0.04以下 ^{注3)} (年平均値)

注1) 「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」(昭和53年7月環大企第262号)に示す指針値

注2) 「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」(昭和52年6月環大規第136号)に示す目標環境濃度

注3) 「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第七次答申)」(平成15年7月 中央環境審議会)に示す指針値

表 3-1-3(3) 大気質現地調査結果（道路沿道大気質：A-2）

項目		調査結果	環境基準等
一酸化窒素 (ppm)	1時間値の 最高値	0.019	—
	1日平均値の 最高値	0.005	—
二酸化窒素 (ppm)	1時間値の 最高値	0.010	0.1～0.2以下 ^{注)}
	1日平均値の 最高値	0.007	0.04～0.06以下
窒素酸化物 (ppm)	1時間値の 最高値	0.025	—
	1日平均値の 最高値	0.012	—
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	1時間値の 最高値	0.027	0.20以下
	1日平均値の 最高値	0.013	0.10以下

注) 「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」(昭和53年7月環大企第262号)に示す指針値

2) 気象

① 既存資料調査（地上気象）

事業計画地最寄りの気象観測所である菊川牧之原地域気象観測所では、風向及び風速の観測が行われている。また、静岡地方気象台では、日射量の観測が行われている。

風向については、令和5年度は、東北東や西北西の風が多く吹いている。風速については、令和5年度は、一年を通し、約2~3m/s程度の風が吹いている。日射量については、令和5年度は、平均日射量は15.4MJ/m²である。

また、事業計画地内では、地上気象（風向及び風速）の測定を行っている。測定位置は、図3-1-3に示すとおりである。

令和元~5年度における月別最多風向は表3-1-4に、月別平均風速は表3-1-5に、令和5年度における風配図は図3-1-2に示すとおりである。令和5年度は、東や西、西北西の風が多く吹いており、一年を通して約2~4m/sの風が吹いている。

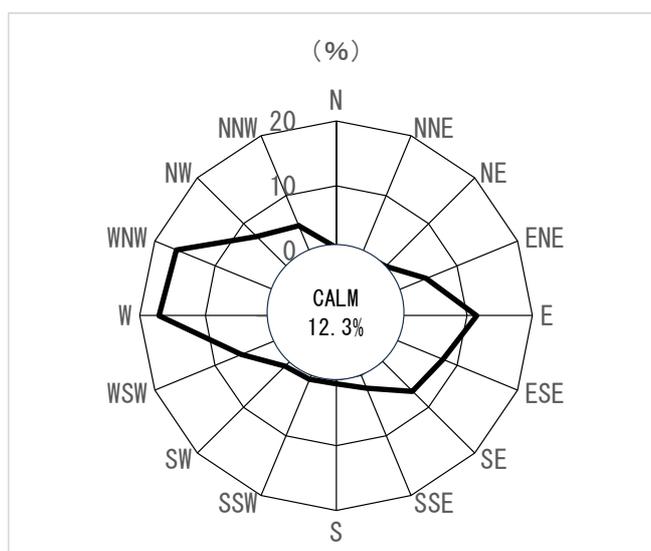
表 3-1-4 令和元~5年度の月別最多風向（地上気象）

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間 最多
R1	西北西	東	東	東南東	西北西	東	東	西北西	西北西	西北西	西北西	西	西北西
R2	西北西	西	西	西	西	東	東	西北西	西北西	西北西	西	東	西
R3	東	西	東	西	西	東	東	西北西	西北西	西北西	西北西	西	西北西
R4	東	東	西	西	西	東	東	東	西北西	西北西	西北西	東	西北西
R5	西	東	西	西	東	東	西北西	西	西北西	西北西	西北西	西	西

表 3-1-5 令和元~5年度の月別平均風速（地上気象）

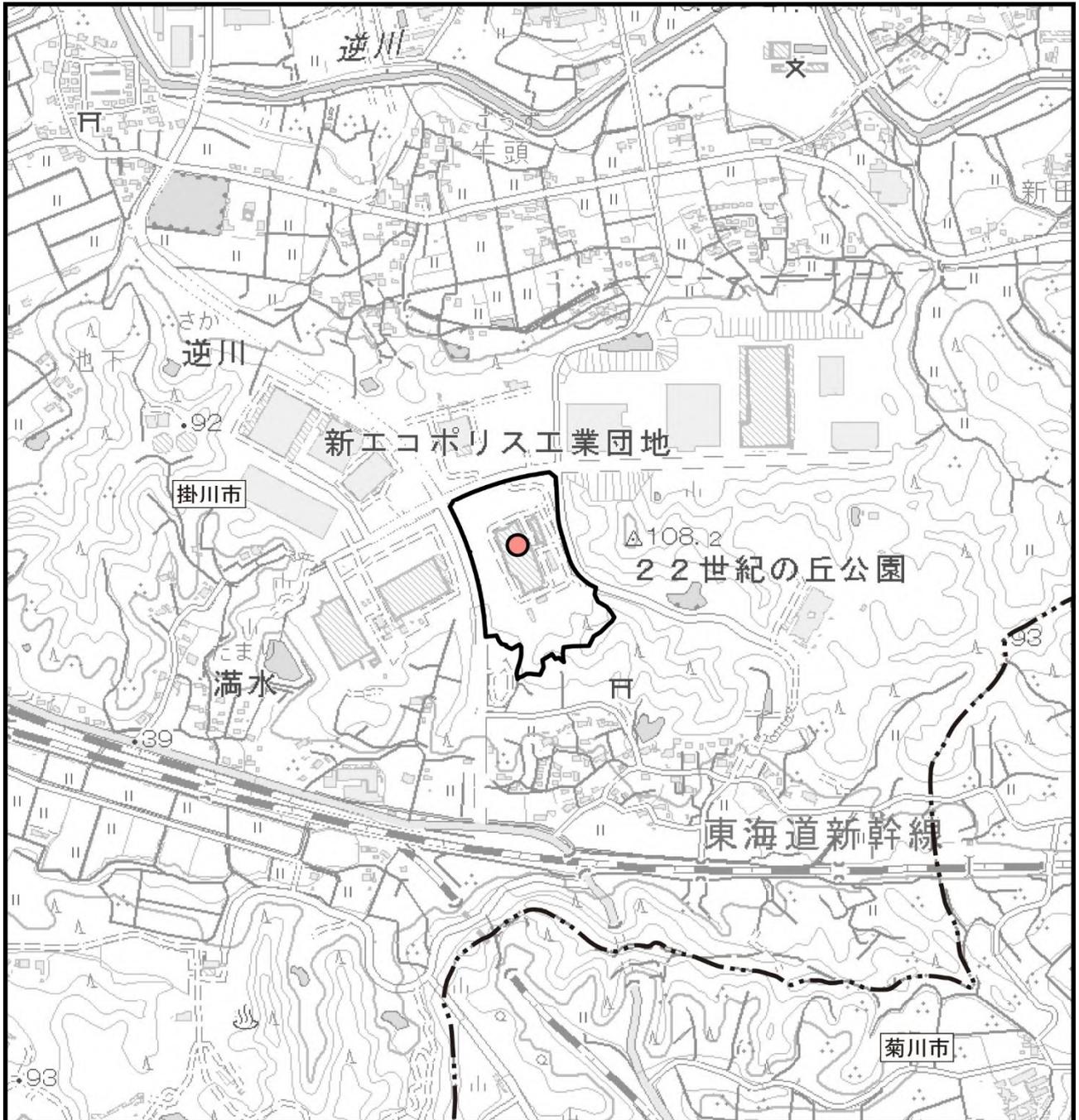
単位：m/s

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年平均
R1	3.5	2.4	2.8	2.1	2.7	2.6	3.2	2.6	3.1	3.6	3.3	3.6	3.0
R2	3.9	2.6	2.7	2.8	2.2	2.4	2.5	2.8	3.4	4.1	4.2	3.0	3.0
R3	2.9	3.4	2.0	2.2	2.8	2.5	2.2	2.9	3.9	3.4	4.1	3.5	3.0
R4	2.9	2.6	2.6	2.0	2.5	2.6	2.3	2.6	4.2	3.5	2.8	2.5	2.8
R5	3.1	2.6	2.4	2.5	2.5	2.2	2.5	3.0	3.2	3.7	2.9	3.7	2.8



注) CALM は、静穏 (0.4m/s 以下) の割合を示す。

図 3-1-2 風配図（地上気象：令和5年度）



凡 例

- 事業計画地
- 市界
- 地上気象測定地点

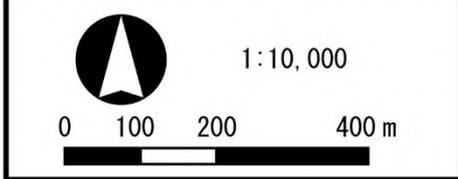


図 3-1-3 事業予定地内における地上気象測定位置図

② 現地調査（上層気象）

ア 調査地点

調査地点は、表 3-1-6 及び図 3-1-4 に示すとおりである。

表 3-1-6 調査地点（上層気象）

地点名	調査項目
M-1	風向、風速、気温

イ 調査時期

調査時期は、表 3-1-7 に示すとおりである。

表 3-1-7 調査時期（上層気象）

時期	調査期間
夏季	令和 6 年 8 月 2 日（金）～6 日（火）
冬季	令和 6 年 12 月 6 日（金）～10 日（火）

ウ 現況把握の結果

夏季の風向は、高度 50m～350m では南の風が、高度 400m～900m では西から西北西の風が、高度 950m と高度 1,400m では東南東の風が、高度 1,000m～1,100m では北西から北の風が、高度 1,200m～1,300m と高度 1,500m では北北東から北東の風が卓越していた。また、冬季の風向は、高度 50m～1,500m にかけて、西から西北西の風が卓越していた。

夏季の風速については、昼間は、高度 50m～200m と高度 950m～1,500m にかけて、高度とともに風速が大きくなる傾向がみられ、高度 400m～900m にかけて、高度とともに風速が小さくなる傾向がみられた。それ以外の高度では、風速の変動は小さかった。夜間は、高度 100m～350m、高度 750m～850m、高度 1,000m～1,200m と高度 1,400m～1,500m にかけて、高度とともに風速が大きくなる傾向がみられ、高度 400m～550m にかけて、高度とともに風速が小さくなる傾向がみられた。それ以外の高度では、風速の変動は小さかった。また、冬季の風速については、昼間は、高度 50m～800m と高度 900m～1,500m にかけて、高度とともに風速が大きくなる傾向がみられた。それ以外の高度では、風速の変動は小さかった。夜間は、高度 50m～1,400m にかけて、高度とともに風速が大きくなる傾向がみられ、高度 1,400m～1,500m にかけて、高度とともに風速が小さくなる傾向がみられた。

煙突からの排ガスの拡散に主に関与する上層逆転は、夏季及び冬季ともに確認された。



凡 例

- 事業計画地
- 市界
- 上層気象 (M-1)

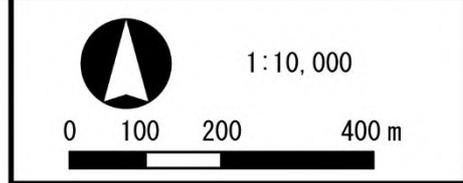


図 3-1-4 現地調査地点図 (上層気象)

3) 交通量等

① 既存資料調査

事業計画地周辺では、交通量の測定が行われている。

令和3年度における事業計画地周辺の主要道路の24時間交通量(平日)は、事業計画地に最も近い掛川浜岡線で8,827台/24時間(昼間12時間大型車混入率6.8%)である。

② 現地調査

ア 調査地点

調査交差点・調査地点は、表3-1-8及び図3-1-5に示すとおりである。

表3-1-8 調査地点(現地調査)

交差点名・地点名	調査項目
K-1 交差点	自動車交通量
N-3 地点	走行速度

イ 調査時期

令和6年10月18日(金)6時~22時

ウ 現況把握の結果

自動車交通量の調査結果は表3-1-9に、走行速度の調査結果は表3-1-10に示すとおりである。

自動車交通量が最も多い断面は、北断面であり、7,188台/16時間であった。また、走行速度について、16時間の平均走行速度は、大型車では約44~51km/h、小型車では約51~59km/hであった。

表3-1-9(1) 自動車交通量の調査結果(現地調査)

単位：台/16時間

断面	北行き				南行き				断面交通量
	大型車		小型車	合計	大型車		小型車	合計	
		パッカー車				パッカー車			
北	635	37	2,949	3,584	635	32	2,969	3,604	7,188
南	447	35	3,037	3,484	423	30	3,006	3,429	6,913

表3-1-9(2) 自動車交通量の調査結果(現地調査)

単位：台/16時間

断面	東行き				西行き				断面交通量
	大型車		小型車	合計	大型車		小型車	合計	
		パッカー車				パッカー車			
東	464	59	927	1,391	454	58	912	1,366	2,757
西	196	3	274	470	210	2	310	520	990

表3-1-10 走行速度の調査結果(現地調査)

単位：km/h

項目	北行き		南行き	
	大型車	小型車	大型車	小型車
16時間平均	44.3	50.7	50.9	58.5



図 3-1-5 現地調査地点図 (交通量等)

(2) 予測及び影響の分析

1) 環境保全対策

① 煙突排ガスの排出

- ・「大気汚染防止法」(昭和 43 年 6 月法律第 97 号) 及び「静岡県生活環境の保全等に関する条例」(平成 10 年 12 月静岡県条例第 44 号) に規定する規制基準を遵守するとともに、環境保全協定の数値を設定し、モニタリングを実施し、適正な運転・管理を行う。
- ・排ガス処理設備として、集じん器、有害ガス除去装置、無触媒脱硝式または触媒脱硝式等を設ける計画である。
- ・排ガス処理を行う機械設備は、排ガスが漏出することのないような構造とする。また、排ガスを処理する集じん器等の機械設備には、十分な能力を有する装置を設ける。
- ・粉じんが発生する箇所や機械設備には、十分な能力を有するバグフィルタ集じん装置や散水設備等を設けるなど粉じん対策に努める。
- ・日常点検等の実施により、設備の作動を良好な状態に保つよう努める。
- ・ごみ量、ごみ質の均一化によって燃焼改善を図り、排ガス中の各汚染物質濃度を低減するよう努める。

② 廃棄物運搬車両の走行に伴う自動車排ガスの排出

- ・廃棄物運搬車両の運転者には、速度や積載量等の交通規制を遵守させる。
- ・廃棄物運搬車両の空ぶかし運転等の回避、アイドリングストップ等を徹底させる。
- ・低公害車の廃棄物運搬車両の導入を検討する。
- ・廃棄物運搬車両の走行ルートについて、担当するごみ収集地域以外については、極力民家がないところを通過するようにする。
- ・各地区のごみ収集日や排出量を勘案しながら、廃棄物運搬車両台数の平準化を図る。
- ・新廃棄物処理施設へ搬入出する廃棄物運搬車両の台数、廃棄物量等を記録する。

2) 予測及び影響の分析結果

① 煙突排ガスの排出

予測及び影響の分析結果は、表 3-1-11、表 3-1-12 及び図 3-1-6～図 3-1-10 に示すとおりである。

将来予測濃度は、全て環境保全目標を満足しており、目標は達成されるものと分析する。

また、前述の環境保全対策に示すように、煙突排ガスは、生活環境保全の観点から、排ガス対策として、環境保全協定の数値を設定し遵守するとともに、日常点検等の実施により設備の作動を良好な状態に保つなどの対策を講じることにより、煙突排ガスの排出による影響は低減され、事業計画地周辺の生活環境に支障を及ぼさないものと考えられる。

表 3-1-11 予測及び影響の分析結果（長期平均濃度予測）

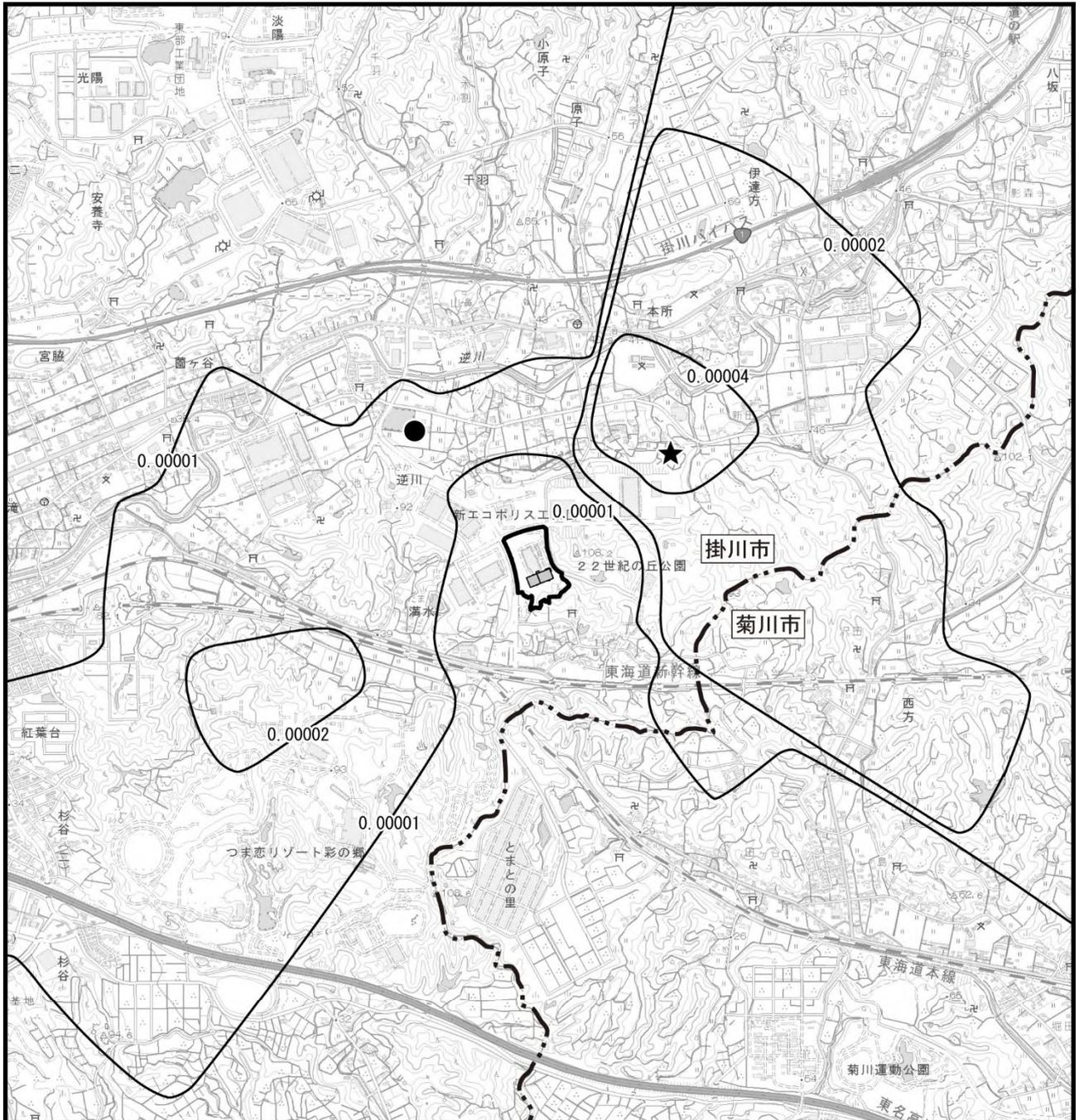
予測項目	予測地点	将来予測濃度	環境保全目標	
			目標値	適否 (○：適、×：否)
二酸化硫黄 (単位：ppm)	最大着地濃度出現地点	0.003	0.04 以下	○
	A-1	0.003		○
二酸化窒素 (単位：ppm)	最大着地濃度出現地点	0.011	0.06 以下	○
	A-1	0.011		○
浮遊粒子状物質 (単位：mg/m ³)	最大着地濃度出現地点	0.033	0.10 以下	○
	A-1	0.033		○
ダイオキシン類 (単位： pg-TEQ/m ³)	最大着地濃度出現地点	0.004425	0.6 以下	○
	A-1	0.004328		○
水銀 (単位： μgHg/m ³)	最大着地濃度出現地点	0.001475	0.04 以下	○
	A-1	0.001417		○

注) 環境保全目標：二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、環境基準における日平均値の年間 2%除外値または年間 98%値、ダイオキシン類は、環境基準における年平均値、水銀は、「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）」（平成 15 年 7 月 中央環境審議会）に示す指針値である。

表 3-1-12 予測及び影響の分析結果（短期高濃度予測）

項目	予測項目	将来予測濃度 (最大着地濃 度出現地点)	環境保全目標	
			目標値	適否 (○：適、×：否)
大気安定度 不安定時	二酸化硫黄 (ppm)	0.00311	0.1 以下	○
	二酸化窒素 (ppm)	0.02077	0.1 以下	○
	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.05155	0.20 以下	○
	塩化水素 (ppm)	0.00377	0.02 以下	○
上層逆転層 発生時	二酸化硫黄 (ppm)	0.00423	0.1 以下	○
	二酸化窒素 (ppm)	0.02358	0.1 以下	○
	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.05212	0.20 以下	○
	塩化水素 (ppm)	0.00658	0.02 以下	○
逆転層崩壊 時（フュミ ゲーショ ン）	二酸化硫黄 (ppm)	0.00652	0.1 以下	○
	二酸化窒素 (ppm)	0.02931	0.1 以下	○
	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.05326	0.20 以下	○
	塩化水素 (ppm)	0.01231	0.02 以下	○
煙突による ダウンウォ ッシュ時	二酸化硫黄 (ppm)	0.00228	0.1 以下	○
	二酸化窒素 (ppm)	0.01871	0.1 以下	○
	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.05114	0.20 以下	○
	塩化水素 (ppm)	0.00171	0.02 以下	○

注) 環境保全目標：二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質は、環境基準の1時間値、二酸化窒素は、「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」(昭和53年7月環大企第262号)に示す指針値、塩化水素は、「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」(昭和52年6月環大規第136号)に示す目標環境濃度である。



凡 例

- 事業計画地
- 市界
- 新廃棄物処理施設
- ★ 最大着地濃度出現地点
- A-1
- 等濃度線 (ppm)

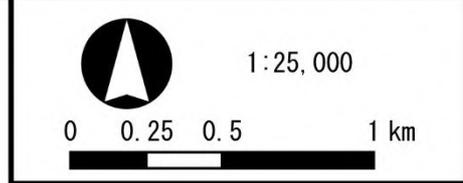
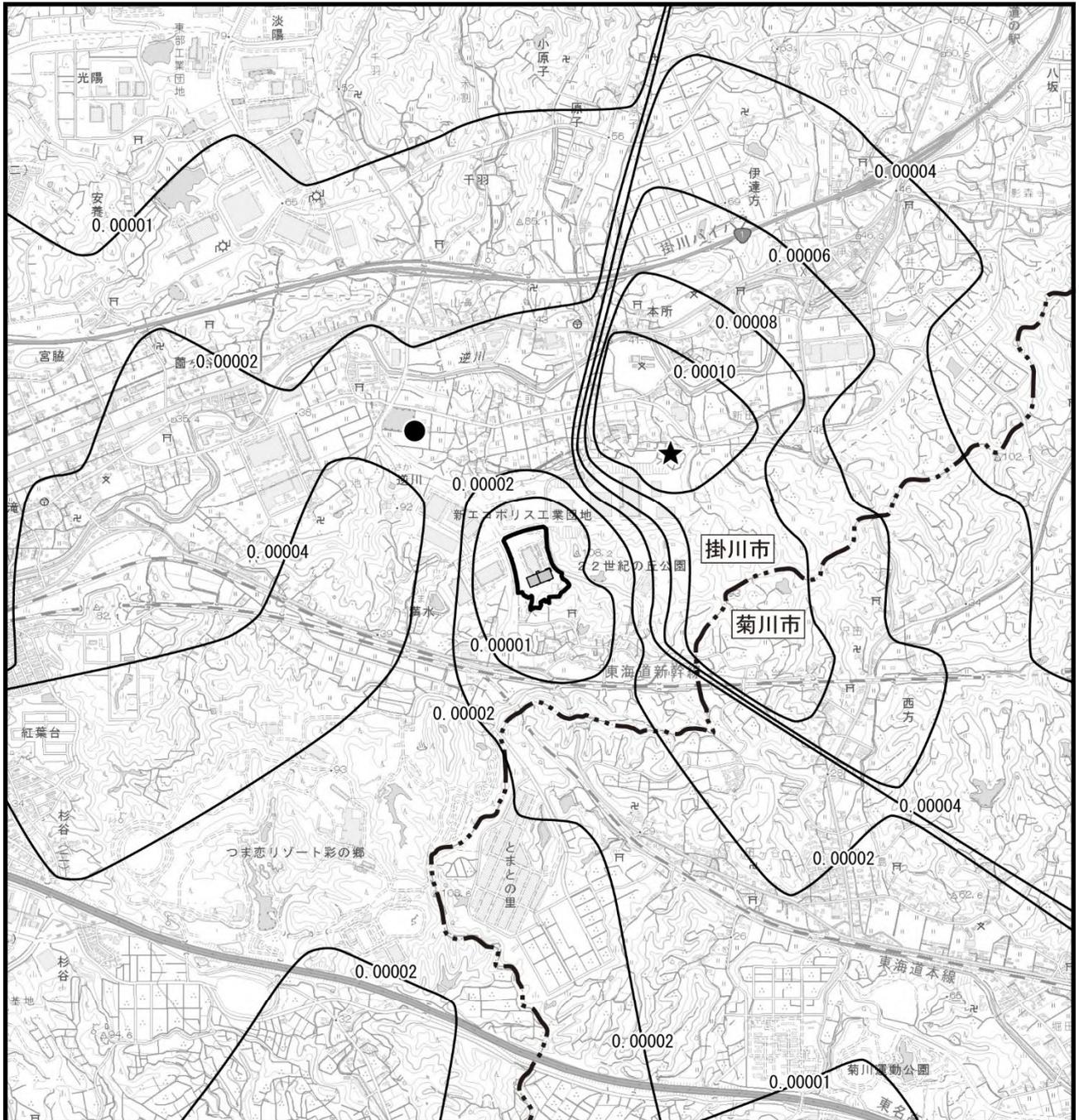


図 3-1-6 寄与濃度分布図 (二酸化硫黄)



凡例

- 事業計画地
- 市界
- 新廃棄物処理施設
- ★ 最大着地濃度出現地点
- A-1
- 等濃度線 (ppm)

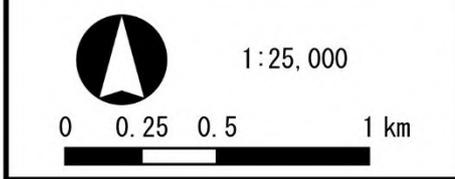
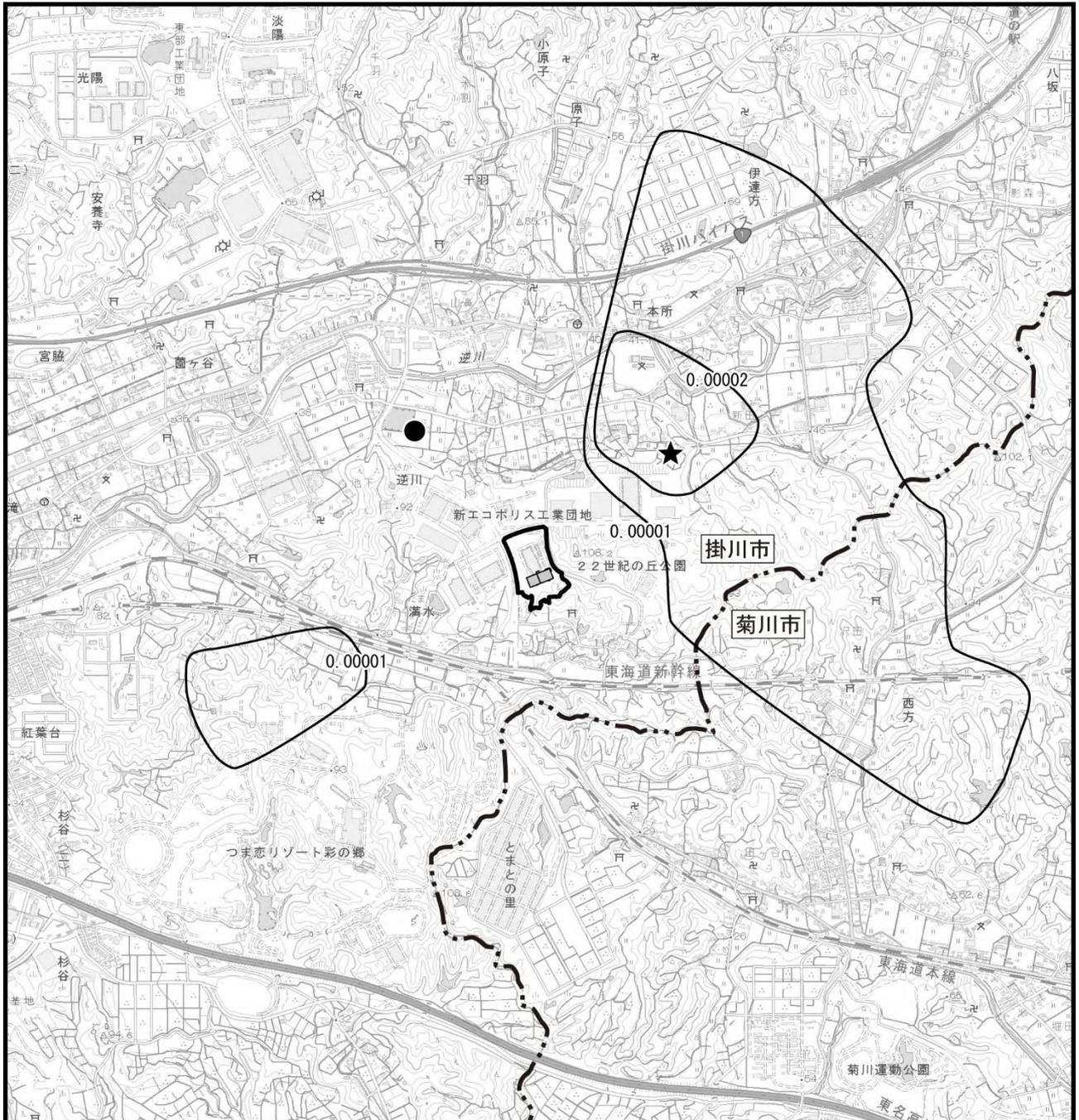


図 3-1-7 寄与濃度分布図 (二酸化窒素)



凡例

- 事業計画地
- 市界
- 新廃棄物処理施設
- ★ 最大着地濃度出現地点
- A-1
- 等濃度線 (mg/m³)

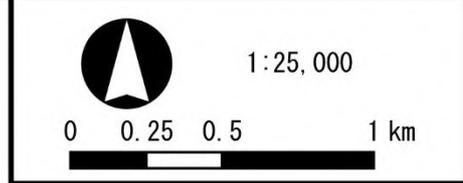
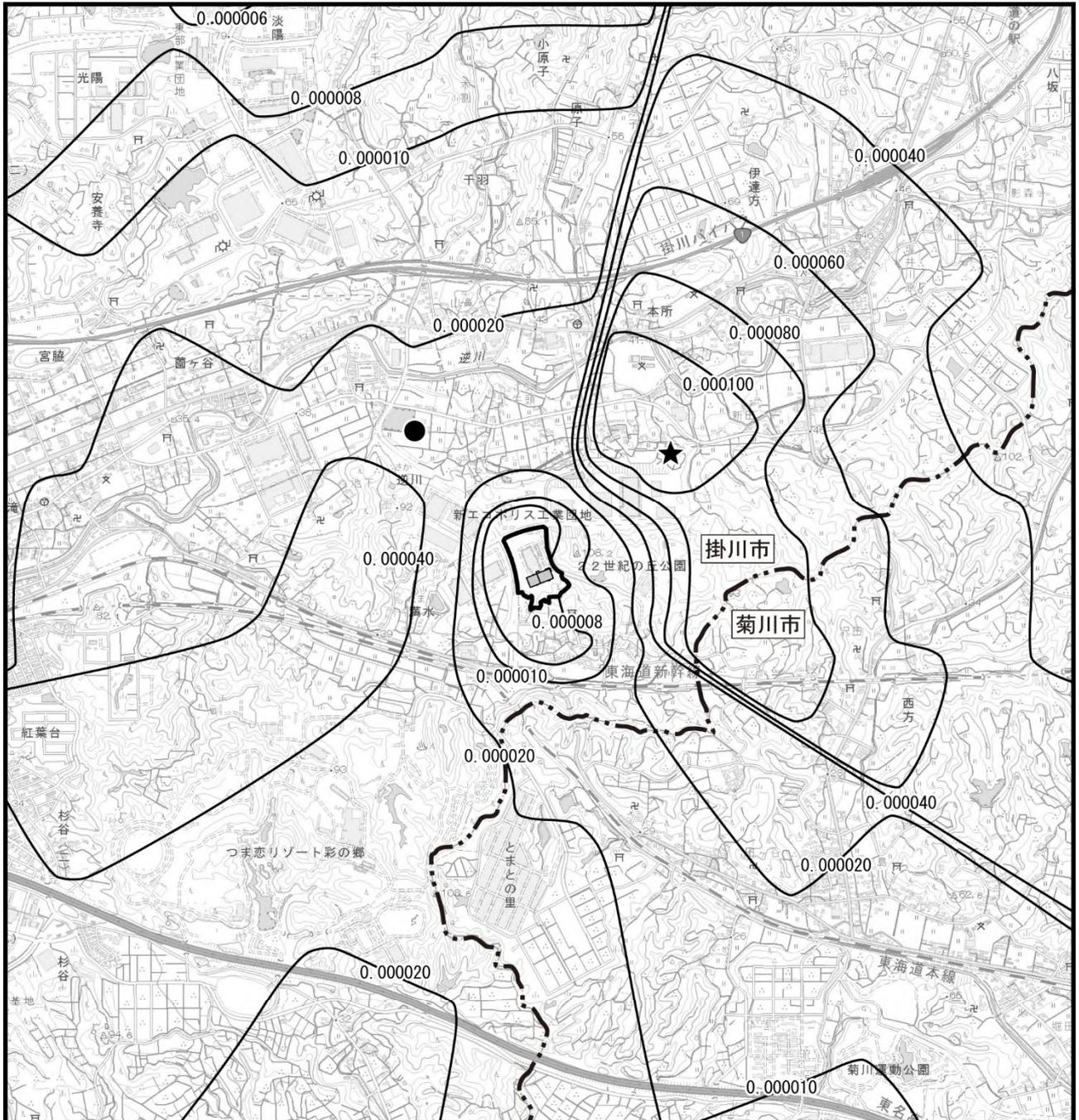


図 3-1-8 寄与濃度分布図 (浮遊粒子状物質)



凡例

- 事業計画地
- 市界
- 新廃棄物処理施設
- ★ 最大着地濃度出現地点
- A-1
- 等濃度線 (pg-TEQ/m³)

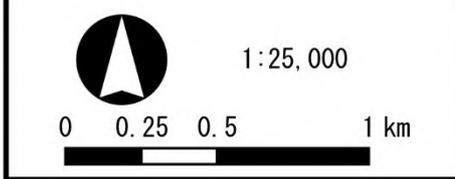
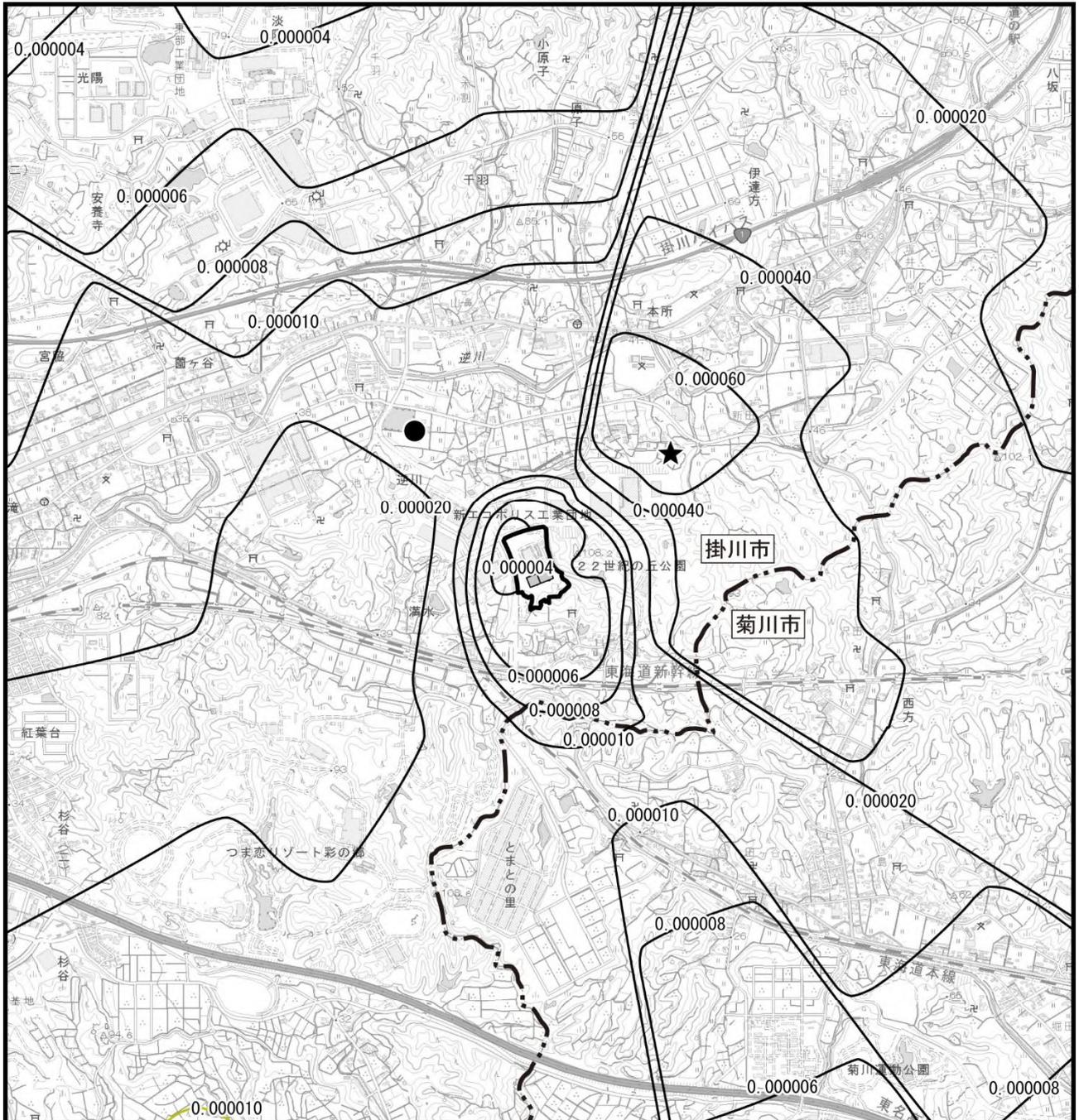


図 3-1-9 寄与濃度分布図 (ダイオキシン類)



凡例

- 事業計画地
- 市界
- 新廃棄物処理施設
- ★ 最大着地濃度出現地点
- A-1
- 等濃度線 ($\mu\text{gHg}/\text{m}^3$)

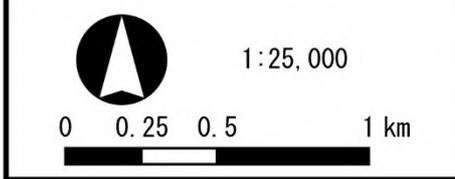


図 3-1-10 寄与濃度分布図 (水銀)

② 廃棄物運搬車両の走行に伴う自動車排ガスの排出

予測及び影響の分析結果は、表 3-1-13 に示すとおりである。

道路沿道大気質の現地調査結果は、二酸化窒素の 1 日平均値の最高値が 0.007ppm、浮遊粒子状物質が 0.013mg/m³ であり、予測地点における新廃棄物処理施設の稼働に伴う廃棄物運搬車両の台数は、現況と同様であることから、新廃棄物処理施設の稼働後も、二酸化窒素濃度及び浮遊粒子状物質濃度は現況と同様と考えられ、環境保全目標を満足しており、目標は達成されるものと分析する。

また、前述の環境保全対策に示すように、廃棄物運搬車両の運転者には、速度や積載量等の交通規制を遵守させるとともに、空ぶかし運転等の回避、アイドリングストップ等を徹底するなどの対策を講じることにより、廃棄物運搬車両の走行に伴う自動車排出ガスの排出による影響は低減され、事業計画地周辺の生活環境に支障を及ぼさないものと考えられる。

表 3-1-13 予測及び影響の分析結果（廃棄物運搬車両の走行に伴う自動車排ガスの排出）

予測項目	予測地点	将来予測濃度	環境保全目標	
			目標値	適否 (○：適、×：否)
二酸化窒素 (ppm)	A-2	0.007	0.06 以下	○
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)		0.013	0.10 以下	○

注) 環境保全目標：二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、環境基準における日平均値の年間 98%値または年間 2%除外値である。

3-2 騒音

(1) 現況把握

1) 既存資料調査

事業計画地敷地境界上では、現況施設の稼働に伴う騒音の測定を行っている。測定位置は、図 3-2-1 に示すとおりである。

令和 5 年度における騒音の測定結果は、表 3-2-1 に示すとおりである。

これによると、事業計画地敷地境界上における騒音の測定結果は、全ての時間区分において、規制基準を下回っている。

表 3-2-1 現況施設の稼働に伴う騒音測定結果（既存資料調査）

単位：dB

時間区分	朝	昼間	夕	夜間
騒音レベル (L _{A5})	41	39	41	41
規制基準	50	55	50	45

注 1) 時間区分における各時間帯は、次のとおりである。

朝：6 時～8 時 昼間：8 時～18 時 夕：18 時～22 時 夜間：22 時～翌日 6 時

注 2) 規制基準は、特定工場等及び特定作業工場等において発生する騒音の規制基準のうち、第 2 種区域を示す。

また、事業計画地周辺では、主要地方道掛川浜岡線において、自動車騒音の測定が行われており、この測定結果は、環境基準を満たしている。



図 3-2-1 現況施設の稼働に伴う騒音・振動測定位置図

2) 現地調査

① 調査地点

調査地点は、表 3-2-2 及び図 3-2-2 に示すとおりである。

表 3-2-2 調査地点（現地調査）

地点名	調査項目
N-1	環境騒音
N-2	道路交通騒音
N-3	道路交通騒音

② 調査時期

調査時期は、表 3-2-3 に示すとおりである。

表 3-2-3 調査時期（現地調査）

調査対象	調査期間
環境騒音	平日：令和 6 年 12 月 6 日（金）0 時～24 時 休日：令和 6 年 12 月 7 日（土）0 時～24 時
道路交通騒音	平日：令和 6 年 10 月 18 日（金）6 時～22 時

③ 現況把握の結果

環境騒音の現地調査結果は表 3-2-4 に、道路交通騒音の現地調査結果は表 3-2-5 に示すとおりである。

N-1（環境騒音）及びN-3（道路交通騒音）は、環境基準を満たしていたが、N-2（道路交通騒音）は、環境基準を上回っていた。

表 3-2-4 環境騒音の現地調査結果

単位：dB

調査地点	時間区分	騒音レベル (L_{Aeq})		
		平日	休日	環境基準
N-1	昼間	51	50	55 以下
	夜間	45	44	45 以下

注 1) 時間区分における各時間帯は、次のとおりである。

昼間：6 時～22 時 夜間：22 時～翌日 6 時

注 2) 環境基準は、一般地域のうち第 2 種区域における環境基準を示す。

表 3-2-5 道路交通騒音の現地調査結果

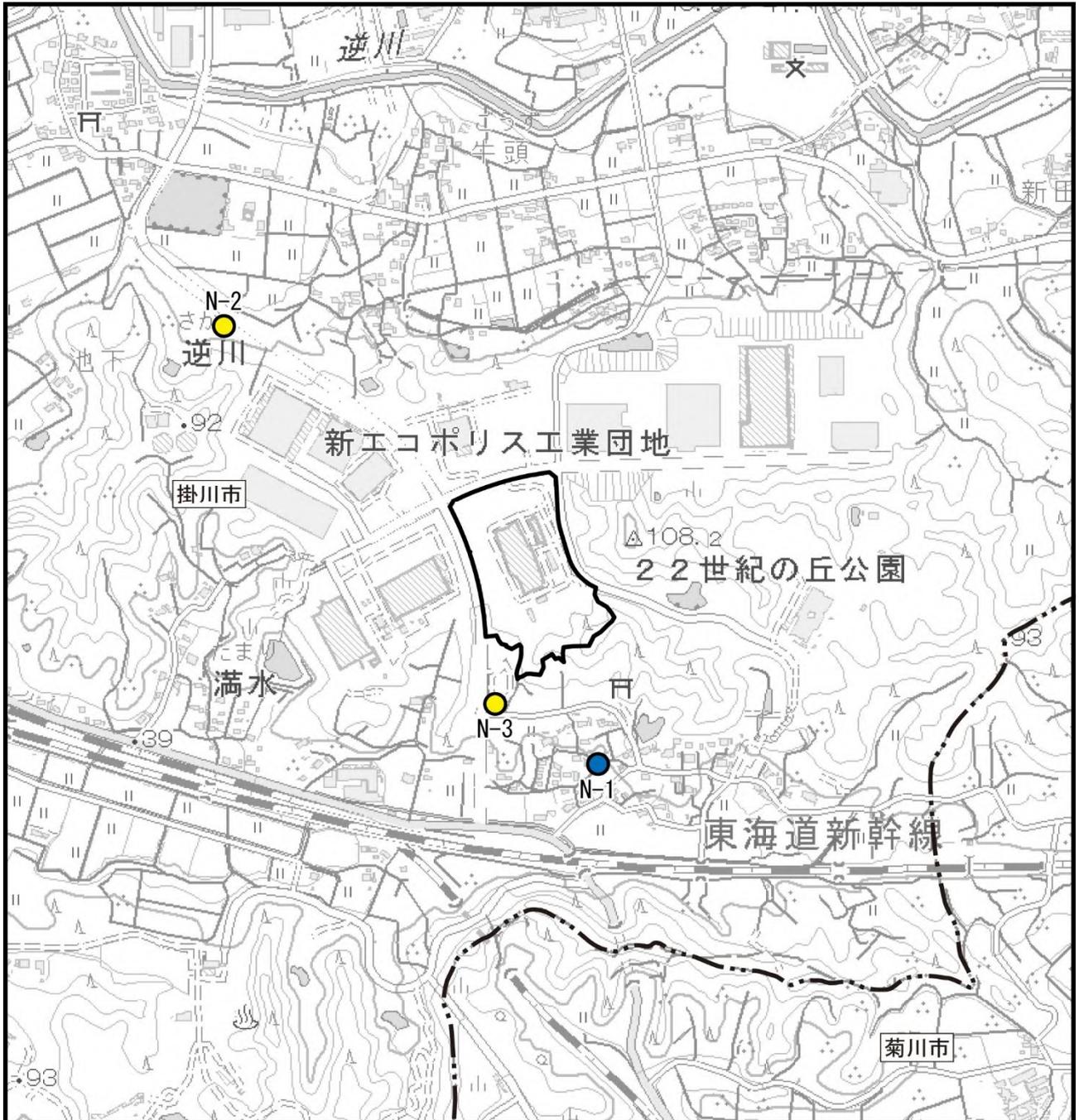
単位：dB

調査地点	時間区分	騒音レベル (L_{Aeq})	
		平日	環境基準
N-2	昼間	66	65 以下
N-3	昼間	65	65 以下

注 1) 時間区分における各時間帯は、次のとおりである。

昼間：6 時～22 時

注 2) 環境基準は、道路に面する地域のうち、N-2 については第 2 種区域、N-3 については第 4 種区域における環境基準を示す。



凡 例

- 事業計画地 市界
- 環境騒音 (N-1)
- 道路交通騒音、道路交通振動 (N-2)
- 道路交通騒音、道路交通振動、地盤卓越振動数 (N-3)

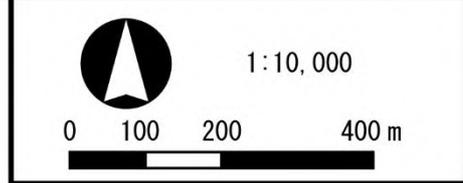


図 3-2-2 現地調査地点図 (騒音・振動)

(2) 予測及び影響の分析

1) 環境保全対策

① 施設の稼働に伴う騒音

- ・「騒音規制法」(昭和 43 年 6 月法律第 98 号) 及び「静岡県生活環境の保全等に関する条例」(平成 10 年 12 月静岡県条例第 44 号) に基づく規制基準を遵守するとともに、モニタリングを実施し、適正な運転・管理を行う。
- ・騒音発生源となりうる機器は、実行可能な範囲で低騒音型の機器を選定し、必要に応じて防音構造の室内に収納するとともに、できる限り室内の中央寄りに配置することにより、騒音が外部にもれないよう努める。
- ・騒音発生源となりうる機器の配置場所を考慮するとともに、設備のユニット化が可能なものはユニット化に努める。
- ・排風機・ブロワ等の設備には、消音器を取り付けるなど、必要に応じて騒音対策を施した構造とする。
- ・建屋には、実行可能な範囲で透過損失の大きい部材を選択することにより、騒音レベルの低減を図る。
- ・日常点検等の実施により、設備の作動を良好な状態に保つよう努める。

② 廃棄物運搬車両の走行に伴う道路交通騒音

- ・廃棄物運搬車両の運転者には、速度や積載量等の交通規制を遵守させる。
- ・廃棄物運搬車両の空ぶかし運転等の回避、アイドリングストップ等を徹底させる。
- ・廃棄物運搬車両の走行ルートについて、担当するごみ収集地域以外については、極力民家がないところを通過するようにする。
- ・各地区のごみ収集日や排出量を勘案しながら、廃棄物運搬車両台数の平準化を図る。
- ・新廃棄物処理施設へ搬入出する廃棄物運搬車両の台数、廃棄物量等を記録する。

2) 予測及び影響の分析結果

① 施設の稼働に伴う騒音

予測及び影響の分析結果は、表 3-2-6 及び図 3-2-3 に示すとおりである。

将来予測騒音レベルは、事業計画地敷地境界上において、全ての時間区分で環境保全目標を下回っており、目標は達成されるものと分析する。

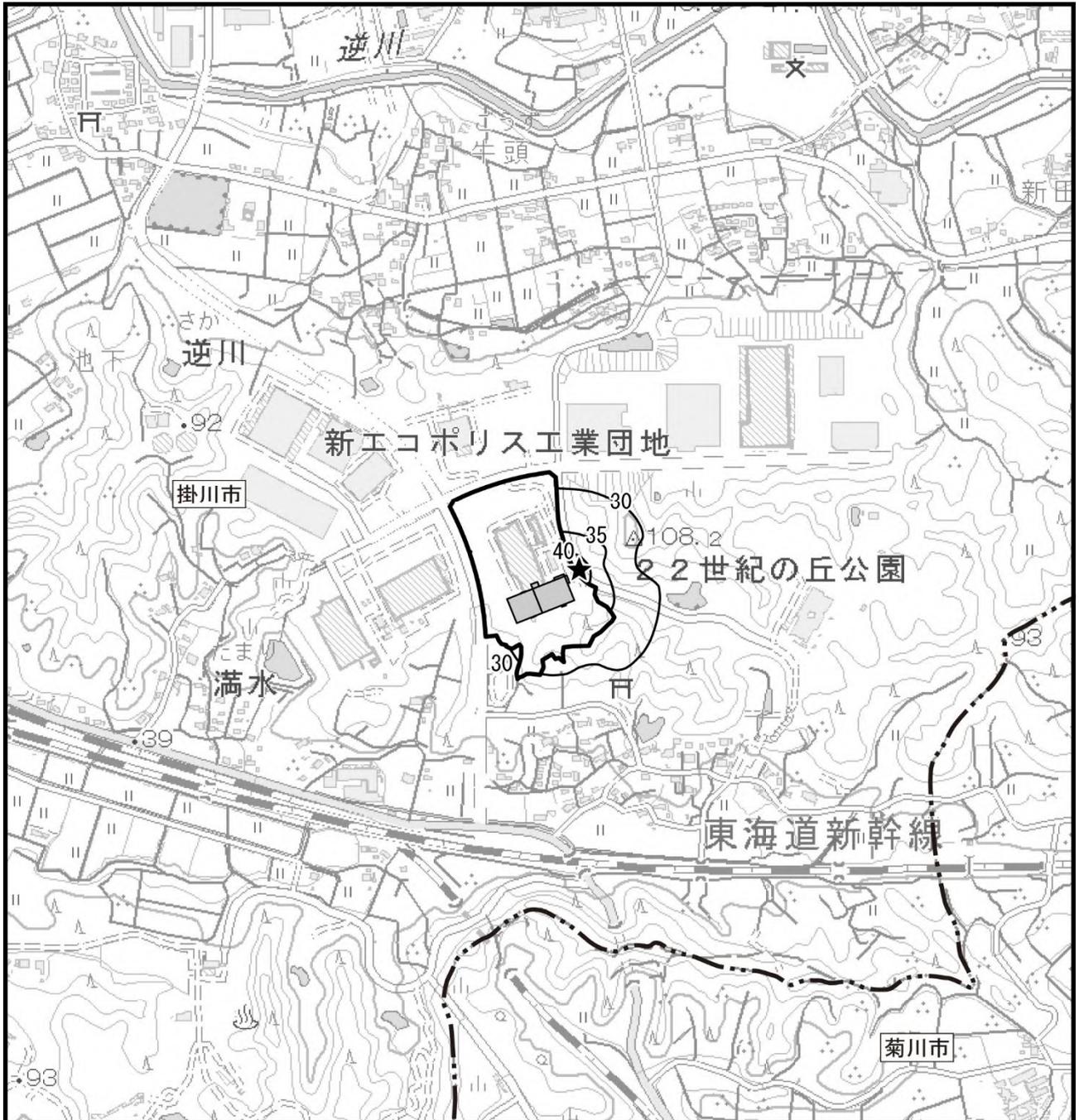
また、前述の環境保全対策に示すように、事業計画地敷地境界上において、「騒音規制法」等で規制されている規制基準を遵守するとともに、騒音発生源となりうる機器は、実行可能な範囲で低騒音型の機器を選定し、必要に応じて防音構造の室内に収納するとともに、できる限り室内の中央寄りに配置するなどの対策を講じることにより、施設の稼働に伴う騒音の影響は低減され、事業計画地周辺の生活環境に支障を及ぼさないものと考えられる。

表 3-2-6 予測及び影響の分析結果（施設の稼働に伴う騒音）

単位：dB

予測地点	時間区分	将来予測 騒音レベル (寄与騒音 レベル) L _{A5}	環境保全目標	
			目標値	適否 (○：適、×：否)
事業計画地 敷地境界上 (最大騒音レ ベル地点)	朝 (6時～8時)	43	50	○
	昼間 (8時～18時)	43	55	○
	夕 (18時～22時)	43	50	○
	夜間 (22時～翌日6時)	43	45	○

注) 環境保全目標：「騒音規制法」及び「静岡県生活環境の保全等に関する条例」に基づく規制基準である。



凡 例

- 事業計画地
- 市界
- 新廃棄物処理施設
- ★ 最大騒音レベル地点
- 等騒音レベル線 (dB)

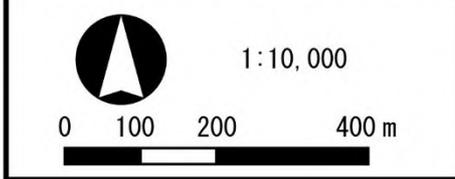


図 3-2-3 寄与騒音レベル分布図

② 廃棄物運搬車両の走行に伴う道路交通騒音

予測及び影響の分析結果は、表 3-2-7 に示すとおりである。

道路交通騒音の現地調査結果は、N-2 で 66dB、N-3 で 65dB であり、予測地点における新廃棄物処理施設の稼働に伴う廃棄物運搬車両の台数は、現況と同様であることから、新廃棄物処理施設の稼働後も、道路交通騒音は現況と同様と考えられ、N-3 は環境保全目標を満足する一方、N-2 は環境保全目標を上回る。しかしながら、N-2 を走行するパッカー車（現廃棄物運搬車両）の台数は、この道路を走行する全自動車台数の 1%程度であり（前掲表 3-1-9(1) 【北断面】(p.23) 参照)、各地区のごみ収集日や排出量を勘案しながら、廃棄物運搬車両台数の平準化を図ること等の対策を徹底することにより、特に N-2 における道路交通騒音による影響の低減に努める。

以上のことから、廃棄物運搬車両の走行に伴う道路交通騒音による影響は低減され、事業計画地周辺的生活環境に支障を及ぼさないものと考えられる。

表 3-2-7 予測及び影響の分析結果（廃棄物運搬車両の走行に伴う道路交通騒音）

単位：dB

予測地点	時間区分	将来予測 騒音レベル L _{Aeq}	環境保全目標	
			目標値	適否 (○：適、×：否)
N-2	昼間 (6 時～22 時)	66	65 以下	×
N-3	昼間 (6 時～22 時)	65	65 以下	○

注) 環境保全目標：道路に面する地域に適用される環境基準である。

3-3 振 動

(1) 現況把握

1) 既存資料調査

事業計画地敷地境界上では、現況施設の稼働に伴う振動の測定を行っている。測定位置は、現況施設の稼働に伴う騒音と同じであり、前掲図 3-2-1 (p. 36) に示すとおりである。

令和 5 年度における振動の測定結果は、表 3-3-1 に示すとおりである。

これによると、事業計画地敷地境界上における振動の測定結果は、全ての時間区分において、規制基準を下回っている。

表 3-3-1 現況施設の稼働に伴う振動測定結果（既存資料調査）

単位：dB

時間区分	昼間	夜間
振動レベル (L ₁₀)	30 未満	30 未満
規制基準	65	55

注 1) 時間区分における各時間帯は、次のとおりである。

昼間：8 時～20 時 夜間：20 時～翌日 8 時

注 2) 規制基準は、特定工場等の振動に係る規制基準のうち、第 1 種区域の 2 を示す。

2) 現地調査

① 調査地点

調査地点は、道路交通騒音と同じであり、表 3-3-2 及び前掲図 3-2-2 (p. 38) に示すとおりである。

表 3-3-2 調査地点（現地調査）

地点名	調査項目
N-2	道路交通振動
N-3	道路交通振動、地盤卓越振動数

② 調査時期

調査時期は、道路交通騒音と同じであり、前掲表 3-2-3 (p. 37) に示すとおりである。

③ 現況把握の結果

道路交通振動の現地調査結果は表 3-3-3 に、地盤卓越振動数の調査結果は表 3-3-4 に示すとおりである。

道路交通振動は、全ての地点において、道路交通振動の限度（要請限度）を下回っていた。また、N-3 における地盤卓越振動数は、42.2Hz であった。

表 3-3-3 道路交通振動の現地調査結果

単位：dB

調査地点	時間区分	振動レベル (L ₁₀)	
		平日	要請限度
N-2	昼間	39	65
	夜間	34	60
N-3	昼間	30	70
	夜間	30 未満	65

注 1) 時間区分における各時間帯は、次のとおりである。

昼間：8時～20時 夜間：20時～翌日8時

注 2) 要請限度について、N-2については第1種区域、N-3については第2種区域における要請限度を示す。

表 3-3-4 地盤卓越振動数の現地調査結果

調査地点	地盤卓越振動数 (Hz)
N-3	42.2

(2) 予測及び影響の分析

1) 環境保全対策

① 施設の稼働に伴う振動

- ・「振動規制法」(昭和 51 年 6 月法律第 64 号) 及び「静岡県生活環境の保全等に関する条例」(平成 10 年 12 月静岡県条例第 44 号) に基づく規制基準を遵守するとともに、モニタリングを実施し、適正な運転・管理を行う。
- ・振動発生源となりうる機器は、実行可能な範囲で低振動型の機器を選定し、必要に応じて防振対策を講じた室内に収納するとともに、できる限り室内の中央寄りに配置するよう努める。
- ・振動発生源となりうる機器の配置場所を考慮するとともに、設備のユニット化が可能なものはユニット化に努める。
- ・日常点検等の実施により、設備の作動を良好な状態に保つよう努める。

② 廃棄物運搬車両の走行に伴う道路交通振動

- ・廃棄物運搬車両の運転者には、速度や積載量等の交通規制を遵守させる。
- ・廃棄物運搬車両の走行ルートについて、担当するごみ収集地域以外については、極力民家がないところを通過するようにする。
- ・各地区のごみ収集日や排出量を勘案しながら、廃棄物運搬車両台数の平準化を図る。
- ・新廃棄物処理施設へ搬入出する廃棄物運搬車両の台数、廃棄物量等を記録する。

2) 予測及び影響の分析結果

① 施設の稼働に伴う振動

予測及び影響の分析結果は、表 3-3-5 及び図 3-3-1 に示すとおりである。

将来予測振動レベルは、事業計画地敷地境界上において、全ての時間区分で環境保全目標を下回っており、目標は達成されるものと分析する。

また、前述の環境保全対策に示すように、事業計画地敷地境界上において、「振動規制法」等で規制されている規制基準を遵守するとともに、振動発生源となりうる機器は、実行可能な範囲で低振動型の機器を選定し、必要に応じて防振対策を講じた室内に収納するとともに、できる限り室内の中央寄りに配置するなどの対策を講じることにより、施設の稼働に伴う振動の影響は低減され、事業計画地周辺の生活環境に支障を及ぼさないものと考えられる。

表 3-3-5 予測及び影響の分析結果（施設の稼働に伴う振動）

単位：dB

予測地点	時間区分	将来予測 振動レベル (寄与振動 レベル) L ₁₀	環境保全目標	
			目標値	適否 (○：適、×：否)
事業計画地 敷地境界上 (最大振動レ ベル地点)	昼間 (8 時～20 時)	45	65	○
	夜間 (20 時～翌日 8 時)	45	55	○

注) 環境保全目標：「振動規制法」及び「静岡県生活環境の保全等に関する条例」に基づく規制基準である。



凡 例

- 事業計画地
- 市界
- 新廃棄物処理施設
- ★ 最大振動レベル地点
- 等振動レベル線 (dB)

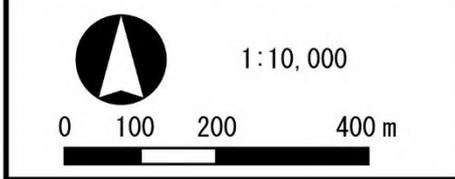


図 3-3-1 寄与振動レベル分布図

② 廃棄物運搬車両の走行に伴う道路交通振動

予測及び影響の分析結果は、表 3-3-6 に示すとおりである。

道路交通振動の現地調査結果は、N-2 で昼間 39dB、夜間 34dB、N-3 で昼間 30dB、夜間 30dB 未満であり、予測地点における新廃棄物処理施設の稼働に伴う廃棄物運搬車両の台数は、現況と同様であることから、新廃棄物処理施設の稼働後も、道路交通振動は現況と同様と考えられ、環境保全目標を満足しており、目標は達成されるものと分析する。

また、前述の環境保全対策に示すように、廃棄物運搬車両の運転者には、速度や積載量等の交通規制を遵守させるとともに、各地区のごみ収集日や排出量を勘案しながら、廃棄物運搬車両台数の平準化を図るなどの対策を講じることにより、施設の稼働に伴う振動の影響は低減され、事業計画地周辺の生活環境に支障を及ぼさないものと考えられる。

表 3-3-6 予測および影響の分析結果（廃棄物運搬車両の走行に伴う道路交通振動）

単位：dB

予測地点	時間区分	将来予測 振動レベル L ₁₀	環境保全目標	
			目標値	適否 (○：適、×：否)
N-2	昼間 (8 時～20 時)	39	65dB	○
	夜間 (20 時～翌日 8 時)	34	60dB	○
N-3	昼間 (8 時～20 時)	30	70dB	○
	夜間 (20 時～翌日 8 時)	30 未満	65dB	○

注) 環境保全目標：「振動規制法」に基づく道路交通振動の限度（要請限度）である。

3-4 悪 臭

(1) 現況把握

1) 既存資料調査

事業計画地敷地境界上では、現況施設の稼働に伴う悪臭について、特定悪臭物質濃度及び臭気指数の測定を行っている。測定位置は、図 3-4-1 に示すとおりである。

令和 6 年度における特定悪臭物質濃度の測定結果は表 3-4-1 に、臭気指数の測定結果は表 3-4-2 に示すとおりである。

これによると、事業計画地敷地境界上における特定悪臭物質濃度の測定結果は、全ての項目において定量下限値未満である。また、臭気指数は、規制基準を満たしている。

表 3-4-1 特定悪臭物質濃度の測定結果（既存資料調査）

単位：ppm

測定項目	測定結果
アンモニア	0.1 未満
メチルメルカプタン	0.0002 未満
硫化水素	0.002 未満
硫化メチル	0.001 未満
二硫化メチル	0.0009 未満
トリメチルアミン	0.0005 未満
アセトアルデヒド	0.005 未満
プロピオンアルデヒド	0.005 未満
ノルマルブチルアルデヒド	0.0009 未満
イソブチルアルデヒド	0.002 未満
ノルマルバレールアルデヒド	0.0009 未満
イソバレールアルデヒド	0.0003 未満
イソブタノール	0.09 未満
酢酸エチル	0.3 未満
メチルイソブチルケトン	0.1 未満
トルエン	1 未満
スチレン	0.04 未満
キシレン	0.1 未満
プロピオン酸	0.003 未満
ノルマル酪酸	0.0001 未満
ノルマル吉草酸	0.00009 未満
イソ吉草酸	0.001 未満

表 3-4-2 臭気指数の測定結果（既存資料調査）

測定項目	測定結果	規制基準
臭気指数	10 未満	15 以下



凡 例

- 事業計画地
- 市界
- 特定悪臭物質濃度及び臭気指数測定地点

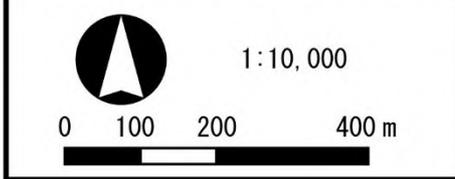


図 3-4-1 特定悪臭物質濃度及び臭気指数測定位置図（既存資料調査）

2) 現地調査

① 調査地点

調査地点は、表 3-4-3 及び図 3-4-2 に示すとおりである。

表 3-4-3 調査地点（現地調査）

地点名	調査項目
A-1	臭気指数

② 調査時期

調査時期は、表 3-4-4 に示すとおりである。

表 3-4-4 調査時期（現地調査）

調査対象	調査期間
臭気指数	春季：令和 6 年 5 月 22 日（水）
	夏季：令和 6 年 8 月 2 日（金）
	秋季：令和 6 年 10 月 16 日（水）
	冬季：令和 6 年 12 月 5 日（木）

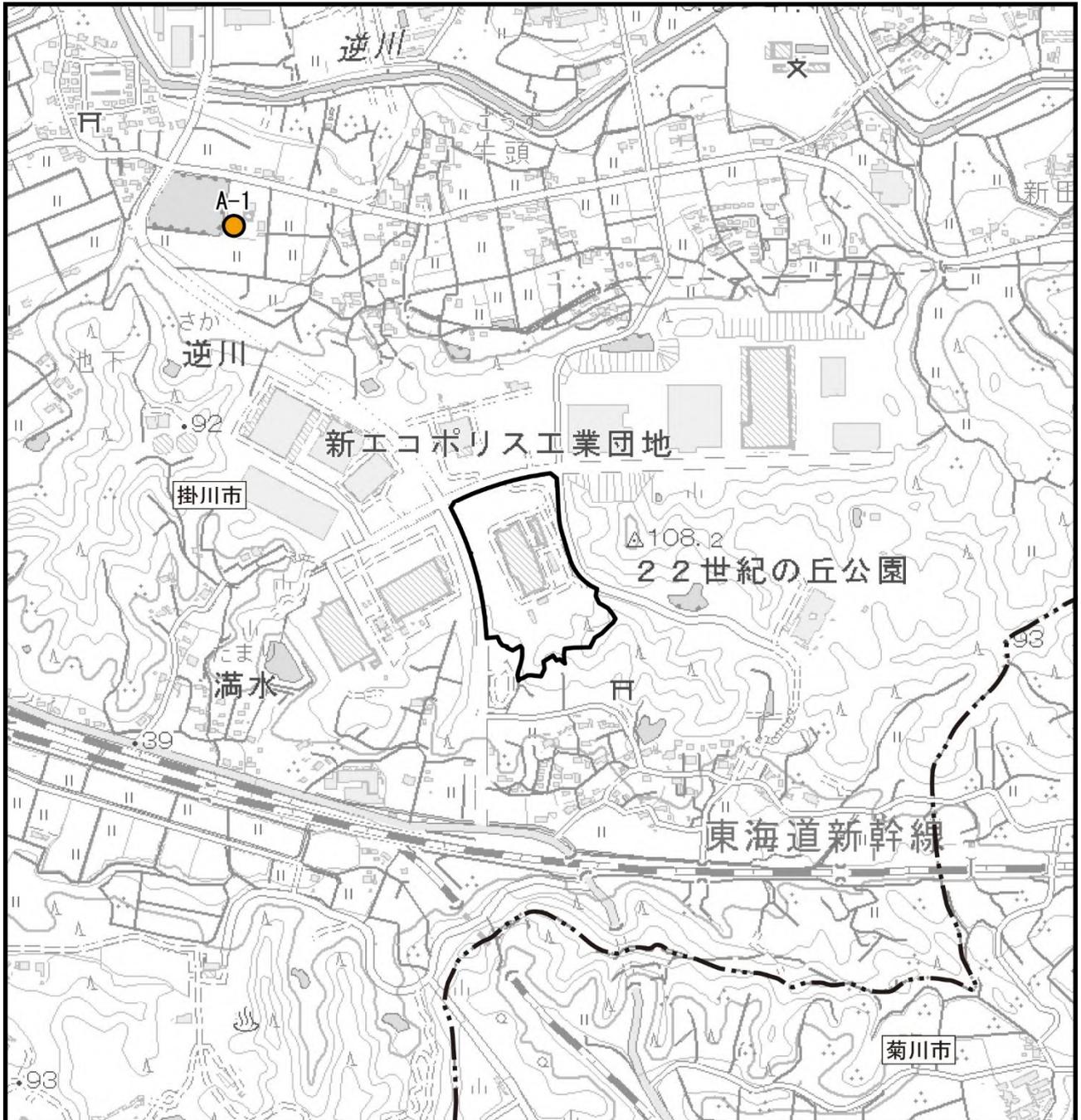
③ 現況把握の結果

臭気指数の現地調査結果は、表 3-4-5 に示すとおりである。

臭気指数は、全てにおいて規制基準を満たしていた。

表 3-4-5 臭気指数の現地調査結果

調査地点	臭気指数				規制基準
	春季	夏季	秋季	冬季	
A-1（風下）	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	15 以下



凡 例

- 事業計画地
- 市界
- 臭気指数 (A-1)

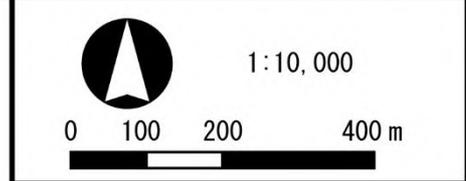


図 3-4-2 現地調査地点図 (悪臭)

(2) 予測及び影響の分析

1) 環境保全対策

① 煙突排ガスの排出

- ・「悪臭防止法」(昭和 46 年 6 月法律第 91 号)に規定する規制基準を遵守するとともに、モニタリングを実施し、適正な運転・管理を行う。
- ・適正な燃焼管理により、悪臭物質の排出抑制を図る。

② 施設からの悪臭の漏洩

- ・ごみピット室及び灰ピット室は、鉄筋コンクリート造で密閉構造とする。
- ・ごみピット室の臭気は、燃焼用空気として吸引し、ごみピット室を負圧に保つようにする。
- ・ごみピット室の投入扉は、ごみの搬入時のみの開放とし、それ以外は閉鎖する。
- ・プラットホームには、エアーカーテンを設け、ごみの搬入時間帯以外は、密閉式の自動ドア等を下して外気と遮断するようにする。
- ・プラットホーム上は定期的に清掃を行うとともに、防臭剤噴霧設備を設置する。
- ・ごみを完全燃焼させることにより、未燃分を少なくし、臭気の発生を防止する。

2) 予測及び影響の分析結果

① 煙突排ガスの排出

予測及び影響の分析結果は、表 3-4-6 に示すとおりである。

将来予測濃度は、環境保全目標を満足しており、目標は達成されるものと分析する。

また、前述の環境保全対策に示すように、「悪臭防止法」に規定する規制基準を遵守するとともに、モニタリングを実施し、適正な運転・管理を行うなどの対策を講じることにより、煙突排ガスの排出による悪臭の影響は低減され、事業計画地周辺の生活環境に支障を及ぼさないものと考えられる。

表 3-4-6 予測及び影響の分析結果（煙突排ガスの排出：悪臭）

予測項目	将来予測濃度（寄与濃度） （最大着地濃度出現地点）	環境保全目標	
		目標値	適否 （○：適、×：否）
臭気指数	10 未満	15 以下	○

注) 環境保全目標：「悪臭防止法」に基づく規制基準である。

② 施設からの悪臭の漏洩

予測及び影響の分析結果は、表 3-4-7 に示すとおりである。

現況施設の稼働に伴う悪臭の臭気指数測定結果は、事業計画地敷地境界上で 10 未満であり、新廃棄物処理施設では、設計・施工の段階で悪臭対策を検討し、現況施設と同等以上の対策を講じることから、新廃棄物処理施設の稼働後も、臭気指数は現況と同様と考えられ、環境保全目標を満足しており、目標は達成されるものと分析する。

また、前述の環境保全対策に示すように、ごみピット室及び灰ピット室は、鉄筋コンクリート造で密閉構造とするとともに、ごみピット室の臭気は、燃焼用空気として吸引し、ごみピット室を負圧に保つようにするなどの対策を講じることにより、施設からの悪臭の漏洩による影響は低減され、事業計画地周辺の生活環境に支障を及ぼさないものと考えられる。

表 3-4-7 予測及び影響の分析結果（施設からの悪臭の漏洩）

予測項目	将来予測濃度（寄与濃度） （事業計画地敷地境界上）	環境保全目標	
		目標値	適否 （○：適、×：否）
臭気指数	10 未満	15 以下	○

注) 環境保全目標：「悪臭防止法」に基づく規制基準である。

第4章 総合的な評価

予測及び影響の分析結果一覧は、表 4-1 に示すとおりである。

表 4-1(1) 予測及び影響の分析結果一覧

項目	予測地点	予測項目	予測結果	環境保全目標 ○：適合 ×不適合		
大気質	煙突排ガスの排出（長期平均濃度予測）	最大着地濃度出現地点	二酸化硫黄	0.003ppm（日平均値の年間 2%除外値）	0.04ppm 以下	○
			二酸化窒素	0.011ppm（日平均値の年間 98%値）	0.06ppm 以下	○
			浮遊粒子状物質	0.033mg/m ³ （日平均値の年間 2%除外値）	0.10mg/m ³ 以下	○
			ダイオキシン類	0.004425pg-TEQ/m ³ （年平均値）	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下	○
			水銀	0.001475 μgHg/m ³ （年平均値）	0.04 μgHg/m ³ 以下	○
		一般環境大気質現地調査地点	二酸化硫黄	0.003ppm（日平均値の年間 2%除外値）	0.04ppm 以下	○
			二酸化窒素	0.011ppm（日平均値の年間 98%値）	0.06ppm 以下	○
			浮遊粒子状物質	0.033mg/m ³ （日平均値の年間 2%除外値）	0.10mg/m ³ 以下	○
			ダイオキシン類	0.004328pg-TEQ/m ³ （年平均値）	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下	○
			水銀	0.001417 μgHg/m ³ （年平均値）	0.04 μgHg/m ³ 以下	○
	煙突排ガスの排出（短期高濃度予測）	大気安定度不安定時	二酸化硫黄	0.00311ppm（1時間値）	0.1ppm 以下	○
			二酸化窒素	0.02077ppm（1時間値）	0.1ppm 以下	○
			浮遊粒子状物質	0.05155mg/m ³ （1時間値）	0.20mg/m ³ 以下	○
			塩化水素	0.00377ppm（1時間値）	0.02ppm 以下	○
		上層逆転層発生時	二酸化硫黄	0.00423ppm（1時間値）	0.1ppm 以下	○
			二酸化窒素	0.02358ppm（1時間値）	0.1ppm 以下	○
			浮遊粒子状物質	0.05212mg/m ³ （1時間値）	0.20mg/m ³ 以下	○
			塩化水素	0.00658ppm（1時間値）	0.02ppm 以下	○
		逆転層崩壊時（フュミゲーション）	二酸化硫黄	0.00652ppm（1時間値）	0.1ppm 以下	○
			二酸化窒素	0.02931ppm（1時間値）	0.1ppm 以下	○
浮遊粒子状物質			0.05326mg/m ³ （1時間値）	0.20mg/m ³ 以下	○	
塩化水素			0.01231ppm（1時間値）	0.02ppm 以下	○	
煙突によるダウンウォッシュ時	二酸化硫黄	0.00228ppm（1時間値）	0.1ppm 以下	○		
	二酸化窒素	0.01871ppm（1時間値）	0.1ppm 以下	○		
	浮遊粒子状物質	0.05114mg/m ³ （1時間値）	0.20mg/m ³ 以下	○		
	塩化水素	0.00171ppm（1時間値）	0.02ppm 以下	○		
廃棄物運搬車両の走行に伴う自動車排ガスの排出	走行ルート沿道	二酸化窒素	0.007ppm（日平均値の最高値）	0.06ppm 以下	○	
		浮遊粒子状物質	0.013mg/m ³ （日平均値の最高値）	0.10mg/m ³ 以下	○	

注）環境保全目標：法律に基づく基準から設定する生活環境の保全上適合すべき目標のこと

表 4-1 (2) 予測及び影響の分析結果一覧

項目		予測地点	予測項目	予測結果	環境保全目標 ○：適合 ×不適合	
騒音	施設の稼働に伴う騒音	事業計画地敷地境界上(最大騒音レベル地点)	騒音レベル(L _{A5})	朝 : 43dB 昼間 : 43dB 夕 : 43dB 夜間 : 43dB	朝 : 50dB 昼間 : 55dB 夕 : 50dB 夜間 : 45dB	○
	廃棄物運搬車両の走行に伴う道路交通騒音	走行ルート沿道(事業計画地北側)	騒音レベル(L _{Aeq})	昼間 : 66dB パッカー車(現廃棄物運搬車両)の台数は、対象道路を走行する全自動車台数の1%程度であり、各地区のごみ収集日や排出量を勘案しながら、廃棄物運搬車両台数の平準化を図ること等の対策を徹底することにより、道路交通騒音による影響の低減に努める。	昼間 : 65dB 以下	×
		走行ルート沿道(事業計画地南側)	騒音レベル(L _{Aeq})	昼間 : 65dB	昼間 : 65dB 以下	○
振動	施設の稼働に伴う振動	事業計画地敷地境界上(最大振動レベル地点)	振動レベル(L ₁₀)	昼間 : 45dB 夜間 : 45dB	昼間 : 65dB 夜間 : 55dB	○
	廃棄物運搬車両の走行に伴う道路交通振動	走行ルート沿道(事業計画地北側)	振動レベル(L ₁₀)	昼間 : 39dB 夜間 : 34dB	昼間 : 65dB 夜間 : 60dB	○
		走行ルート沿道(事業計画地南側)	振動レベル(L ₁₀)	昼間 : 30dB 夜間 : 30dB 未満	昼間 : 70dB 夜間 : 65dB	○
悪臭	煙突排ガスの排出	最大着地濃度出現地点	臭気指数	10 未満	15 以下	○
	施設からの悪臭の漏洩	事業計画地敷地境界上	臭気指数	10 未満	15 以下	○

注) 環境保全目標：法律に基づく基準から設定する生活環境の保全上適合すべき目標のこと